第2期朝倉市子ども･子育て支援事業計画

令和2年3月

福岡県朝倉市

はじめに

平成２７年４月の「子ども・子育て支援新制度」の施行に合わせ、同年３月に「朝倉市子ども・ 子育て支援事業計画」を策定いたしました。この計画は平成２７年度から５年間の計画であり、令和元年度が計画の最終年度にあたるため、昨年度行ったアンケート調査を踏まえ、計画素案を取り纏め、パブリックコメントを実施し、この度、「第２期子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

昨今の児童虐待問題をはじめ、子育てをめぐる家庭や地域、社会の状況が年々変化しています。さらに本市は、「平成２９年７月九州北部豪雨」により受けた甚大な被害から立ち直るべく復旧事業を進めております。そのような中においても、未来を担う子どもたちがのびのびと育ち、また、子育て家庭が安心して暮らせるまちにするためには復興に向けた取組を強力に推進する必要がございます。また妊娠期から子育て期の切れ目ない支援、仕事と子育てが両立できる環境づくり、支援を必要とする子どもたちが安心して学校生活が送れる環境づくりなど、少子化が進む状況の中でも、子育て支援を充実させることで「子育てするなら朝倉市」と言われるようなまちづくりが必要でございます。

本計画では、第１期計画の評価、必要な見直しを行い、基本目標や単位施策に反映させております。昨年度に策定いたしました「第２次朝倉市総合計画」にかかげる目指すまちの姿、「人、自然、歴史が織りなす　水ひかる　朝倉」を実現するため、また本年度策定いたします「第２期朝倉市総合戦略」にかかげる基本目標を達成するため、本計画において特に重点的に取り組むものとして３つの重点目標を掲げております。１つ目は、「子育て家庭への支援をする仕組みづくり」。２つ目は、「子どもの健やかな成長のための教育づくり」。３つ目は「働きながら子育てできる社会づくり」です。これらの目標を実現するため、他の関連施策などとも歩調を合わせ総合的に実施し、子育て支援の充実が実感できるようにします。

なお、市民の皆様への情報提供につきましては、広報あさくら、市公式ウェブサイト、市公式SNS、パンフレット等を通じて幅広く周知に努めてまいります。

最後に、計画策定にあたりまして、「朝倉市子ども・子育て会議」の委員の皆様には長きにわたり議論を重ねていただきました。また、計画の事業量等の把握のため、保護者アンケートによるニーズ調査を行いましたところ、たくさんの子育て中の保護者の皆様にご協力をいただきました。ご協力いただきました皆様には、広く貴重なご意見を賜りましたこと、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

令和２年３月

朝倉市長　林　裕二

目　次

第1章　計画の基本的な考え方

1. 計画策定の背景 …… 1
2. 計画の位置づけ …… 2
3. 計画の対象 …… 3
4. 計画の期間 …… 3
5. 計画の策定体制等 …… 4

第2章　子ども・子育てを取り巻く状況

1. 人口と世帯の状況 …… 5
2. 人口動態の状況 …… 8
3. 就労の状況 …… 11
4. 子育て支援事業の利用状況 …… 12
5. アンケート調査結果の概要 …… 17
6. 朝倉市の子ども・子育て支援の課題 …… 28

第3章　施策の基本目標

1. 基本理念 …… 31
2. 基本的視点 …… 32
3. 施策の体系 …… 33
4. 子ども・子育て支援施策 …… 35

基本目標1　子育て家庭への支援をする仕組みづくり

基本目標2　子育て家庭の心と体の健康づくり

基本目標3　子どもの健やかな成長のための教育づくり

基本目標4　働きながら子育てできる社会づくり

基本目標5　支援を必要とする子どもと家庭を支える環境づくり

基本目標6　みんなが安心して暮らせるまちづくり

第4章　今後5カ年の主要事業の「量の見込み」と「確保方策」

1. 教育・保育提供区域の設定 …… 41
2. 教育・保育提供体制の確保 …… 41
3. 地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保の方策 …… 44
4. 幼児期の教育・保育の一体的提供等の推進策 …… 52

第5章　施策の推進

1. 計画の推進に向けて …… 55
2. 計画の評価・検証 …… 56

資料編

1. 朝倉市子ども・子育て会議条例 …… 57
2. 朝倉市子ども・子育て会議委員名簿 …… 58
3. 朝倉市子ども・子育て支援事業計画策定経過 …… 59
4. 事業一覧 …… 60

第1章　計画の基本的な考え方

１．計画策定の背景

わが国では、出生数の減少や出生率の低下に伴う少子化が進み、一方で、高齢化は世界に類を見ない速度で進行しており、急速な少子・高齢化社会が到来しています。

少子・高齢化が加速することは、人口構造に不均衡をもたらし、労働力の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に深刻な影響を与えるものとして懸念されています。そのため、安心して子どもを生み育てることができ、子ども自身が健やかに育ち自立していけるよう、社会全体で子育てを支えていくことが重要になっています。

こうした中、国は平成15年度に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、総合的な施策を展開してきました。しかし、その間においても少子化に歯止めがかかることなく、子育てに孤立や負担を感じる人の増加など、子ども・子育てをめぐる課題はますます増大していることから、新たな支援制度を構築していくために、平成24年には「子ども・子育て関連３法」が制定され、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。この新制度は、市町村が「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」「地域の子ども・子育て支援の充実」を柱として、地域に応じた子育て支援を進めることになっています。

朝倉市では、平成19年に「朝倉市次世代育成支援行動計画」を策定し、必要な見直しを行い、平成22年に平成22～26年度を計画期間とする「朝倉市次世代育成支援後期行動計画」を策定し、子ども・子育て支援の取り組みを行ってきました。

そして平成27年には、「子ども・子育て支援法」に基づく「朝倉市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子ども・子育て支援新制度」のもと、各取り組みを計画的に推進してきました。

この計画が令和元年度をもって第１期計画期間を終了することから、今回令和２年度から令和６年度までを計画期間とする「第２期朝倉市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

２．計画の位置づけ

（１）計画の法的根拠と性格

この事業計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第１項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

【子ども･子育て支援法（抄）】
（市町村子ども･子育て支援事業計画）
第 61 条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育･保育及び地域子ども･子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども･子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

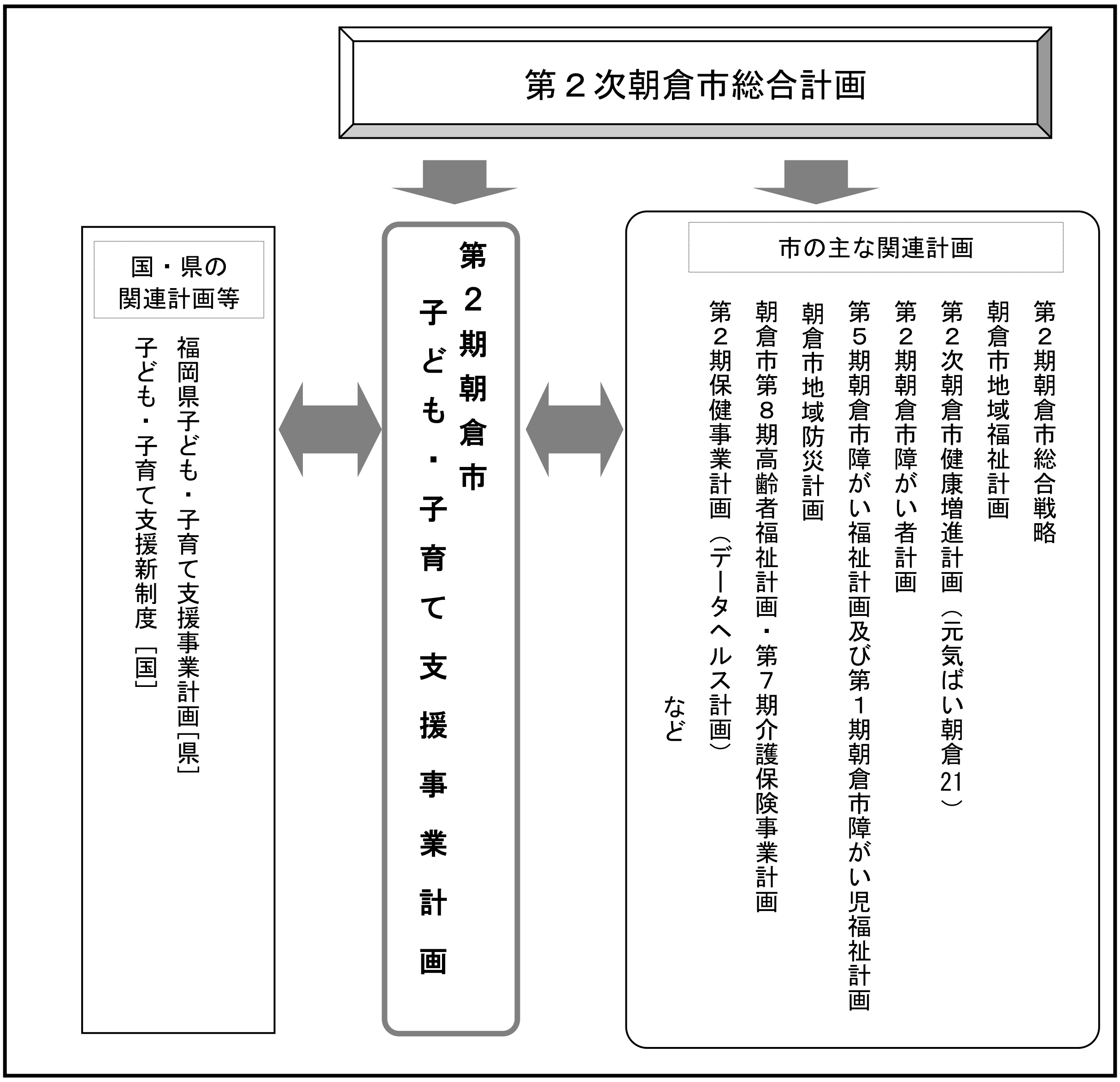

このほか本計画は、国の「新・放課後子ども総合プラン」に即した市町村行動計画と、一体的に策定しました。

新・放課後子ども総合プラン

「小１の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての児童（小学校に就学している児童をいう。）が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省と厚生労働省が協力し、一体型を中心とした放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）及び地域住民等の参画を得て、放課後等にすべての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業（放課後子供教室）の計画的な整備等を進めるもの。

（２）朝倉市総合計画を上位計画とする「子ども・子育て」に係る分野別計画

「第２次朝倉市総合計画」（2019～2022）では、９つの基本目標の中に「基本目標７　笑顔があふれ、将来に夢や希望を持ち飛躍できる子どもの育成」を掲げており、きめ細やかな子育てサービスや支援体制が整い、楽しく安心して子どもを生み育てることができることを目指す姿の1つとしています。

「第２期朝倉市子ども・子育て支援事業計画」は、上位計画によるこの方針のもと、総合的かつ計画的に子ども・子育てを支援するための指針とします。

３．計画の対象

この計画が支える対象は、障がい、疾病、虐待、貧困など、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもと子育て家庭です。

４．計画の期間

「子ども・子育て支援法」において、「市町村子ども・子育て支援事業計画」は５年を１期として策定することが定められています。そのため、本計画の計画期間は、令和２年度を初年度として、令和６年度までの５カ年とします。

平成 27年度 （2015）	平成 28年度 （2016）	平成 29年度 （2017）	平成 30年度 （2018）	令和 元年度 （2019）	令和 2年度 （2020）	令和 ３年度 （2021）	令和 ４年度 （2022）	令和 ５年度 （2023）	令和 ６年度 （2024）
第１期朝倉市子ども･子育て支援事業計画					第２期朝倉市子ども･子育て支援事業計画				

５．計画の策定体制等

計画の策定にあたっては、各種基礎調査結果、朝倉市子ども･子育て支援に関するアンケート調査等を踏まえた計画案について庁内で検討した上で、「朝倉市子ども・子育て会議」に諮り、パブリックコメントを行い、広く市民の皆さんの意見を反映して進めました。

（１）朝倉市子ども・子育て会議

この会議は、幅広い立場から意見をいただくために、子ども・子育て支援に関する学識経験者、教育・保育を提供している事業者の代表、地域で子育て支援に関わっている団体の代表、子育て中の保護者などで構成され、本市における子ども・子育て支援のあり方について、審議を行いました。

（２）朝倉市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

この計画の策定に先立ち、就学前児童の保護者と小学生児童の保護者を対象として、子ども子育ての実態や教育・保育、子育て等に関するニーズ、日常生活等の実態を把握し、計画に反映させるためのアンケート調査を実施しました。

目　　的	子育ての実態や教育・保育、子育て等に関するニーズ、日常生活等の実態を把握し、朝倉市子ども・子育て支援事業計画に反映するための基礎資料とする。	
実施期間	平成 30 年 11 月 22 日（木）～平成 30 年 12 月 10 日（月）	
区　　分	就学前児童の保護者	小学生児童の保護者
調査対象者	朝倉市内在住の就学前児童をお持ちの保護者	朝倉市内在住の小学生児童をお持ちの保護者
調査方法	郵送配布－郵送回収	郵送配布－郵送回収
回収結果	配布数 1,500　有効回収数 955 回収率 63.7%	配布数 1,500　有効回収数 958 回収率 63.9%

（３）パブリックコメント

計画の策定にあたり、その内容について広く市民の皆さんからの意見を聴取するため、令和２年２月１３日から３月４日までの間、パブリックコメント（意見公募）を実施しました。

第2章　子ども･子育てを取り巻く状況

１．人口と世帯の状況

（１）年齢別人口構成

平成 22 年から平成 27 年までの５年間の人口構成の変化を比較すると、特に団塊の世代の高齢化が進行し、60 歳以上の高齢者が増加している傾向が顕著に表れています。

一方で、多くが結婚・出産を経験する世代である 20・30 歳代や、10 歳代の人口は減少しています。

【表1-1】 平成27年：年齢別人口構成

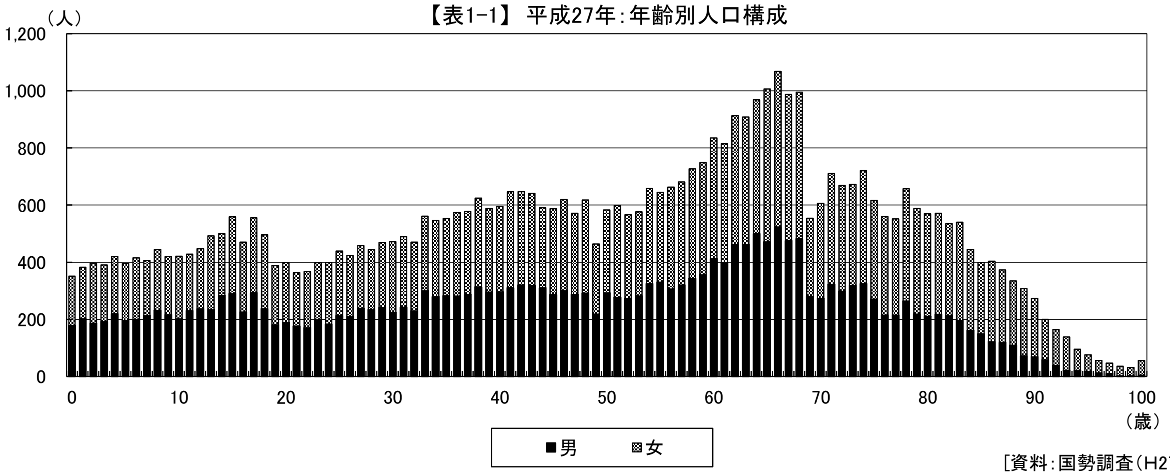

［資料：国勢調査（H27年）］

【表1-2】 平成22年：年齢別人口構成

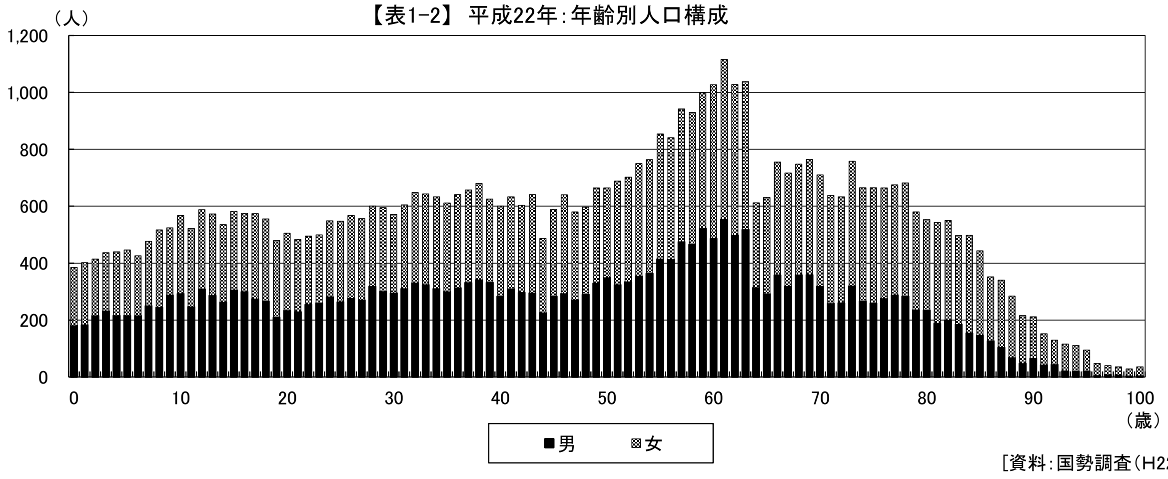

［資料：国勢調査（H22年）］

（２）総人口・年齢３区分別人口の推移

総人口は、平成 22 年の 58,377 人から平成 30 年の 53,743 人と、８年間で 4,634 人減少しています。この間の年齢３区分別の人口をみると、年少人口（0～14 歳）と生産年齢人口（15～64 歳）はそれぞれ 943 人、5,529 人の減少となっていますが、この一方で高齢者人口（65 歳以上）は 1,838 人増加しており、少子化・高齢化が進行しています。

年齢3区分別人口の推移

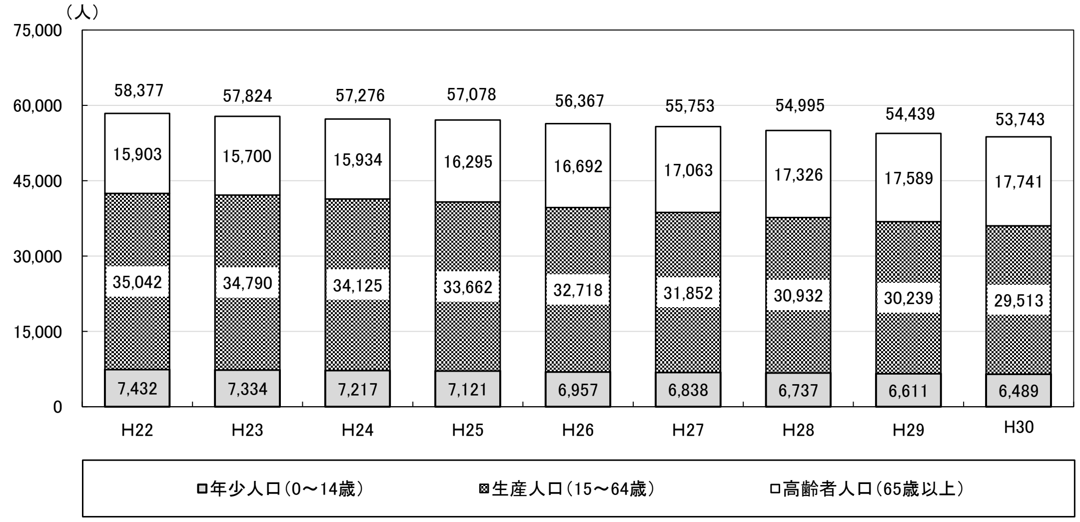

総人口に占める年齢３区分別の構成割合をみると、年少人口（0～14 歳）と生産年齢人口（15～64 歳）の割合は減少し、高齢者人口（65 歳以上）は増加しています。

平成 30 年時点では、高齢者の占める割合は 33.0%と、約３人に１人は高齢者となっています。

【年齢3区分別比率の推移】

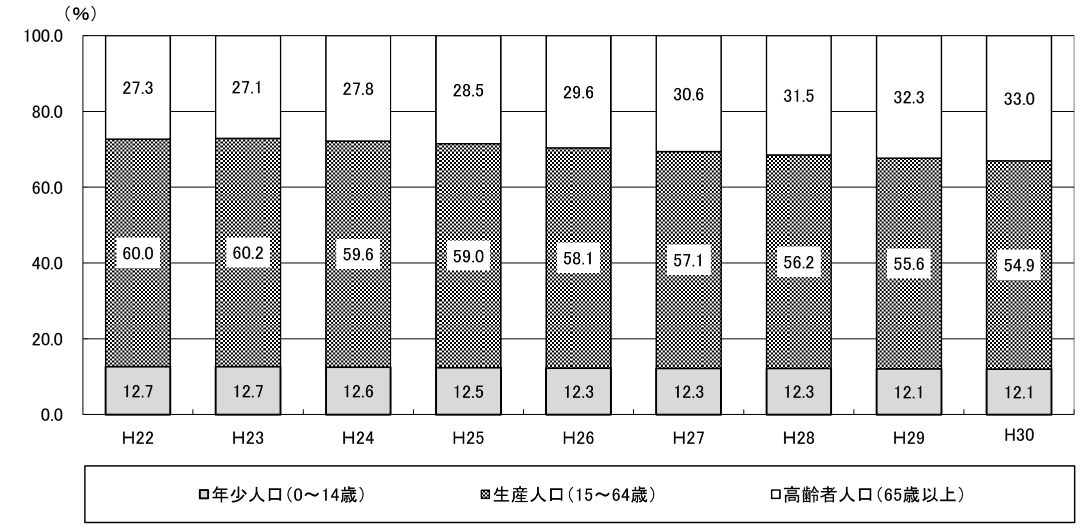

［資料：住民基本台帳］

（３）世帯数と一世帯当たり人員の推移

世帯数は、平成 22 年の 20,462 世帯から平成 30 年の 21,397 世帯と、８年間で 935 世帯増加していますが、総人口は減少しているため、この間の一世帯当たり人員は 2.9 人から 2.5 人と 0.4 人減少し、単独世帯等の増加がうかがえます。

【世帯数と一世帯当たり人員の推移】

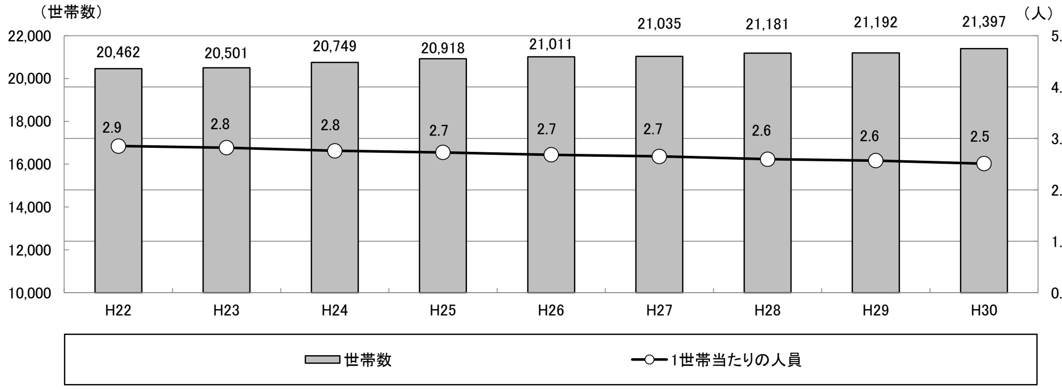

［資料：住民基本台帳］

（４）６歳未満・１８歳未満の親族のいる核家族世帯数の推移

６歳未満の親族のいる核家族世帯数をみると、平成２年から平成７年までは減少していましたが、その後平成 17 年までは増加に転じ、再び減少傾向に移っています。

18 歳未満の親族のいる核家族世帯数では、一貫して減少傾向が続いており、平成 27 年には 2,667 世帯となっています。

単位：世帯

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯総数	16,961	17,568	18,498	18,653	19,031	19,042
6歳未満の親族のいる核家族世帯数	1,139	1,090	1,219	1,262	1,179	1,105
構成比	6.7%	6.2%	6.6%	6.8%	6.2%	5.8%
18歳未満の親族のいる核家族世帯数	3,286	3,003	2,919	2,856	2,749	2,667
構成比	19.4%	17.1%	15.8%	15.3%	14.4%	14.0%

［資料：国勢調査］

（５）ひとり親世帯の推移

ひとり親世帯数（20 歳未満の子どもがいる母子家庭・父子家庭）の推移をみると、平成２年から平成 12 年までは横ばいに近くなっていましたが、それ以降やや高めに推移し、平成 27 年では 341 世帯となっています。

単位：世帯

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
ひとり親世帯数	302	313	305	354	373	341
一般世帯総数に占める構成比	1.8%	1.8%	1.6%	1.9%	2.0%	1.8%

［資料：国勢調査］

２．人口動態の状況

（1）出生数・出生率の推移

出生数の推移をみると、平成 26 年までは 400 人台で推移していますが、その後は 300 人台に減少しています。出生率についても、平成 26 年まではやや変動がありますが、それ以降は減少が続いています。

福岡県の出生率と比較すると、全体を通して県の出生率が上回っています。

【出生数と出生率の推移】

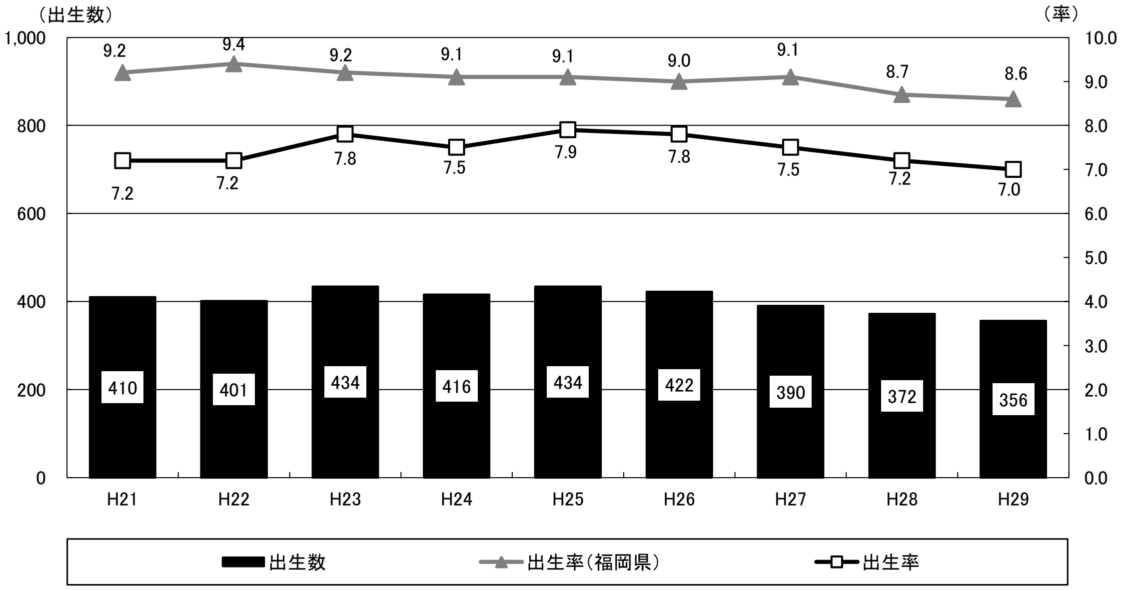

[資料：福岡県人口動態統計]

> **※出生率**
> 一定の期間の出生数の人口に対する割合。人口 1,000 人あたりの年間出生児数の割合をいいます。

（２）合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率の推移をみると、昭和 58 年から平成 15 年までは減少していましたが、その後平成 20 年にはやや増加に転じています。

国・県では、平成 19 年以降増加に転じています。

【合計特殊出生率の推移】

	昭和58年～	昭和63年～	平成5年～平成9年	平成10年～	平成15年～	平成20年～
朝倉市	1.89	1.72	1.57	1.50	1.34	1.44

	昭和62年	平成4年	平成9年	平成14年	平成19年	平成24年
全国	1.69	1.5	1.39	1.32	1.34	1.41
福岡県	1.62	1.47	1.38	1.29	1.34	1.43

合計特殊出生率

一人の女性が一生の間に何人の子どもを産むかを示すもの。15 歳から 49 歳までの年齢別出生率を合計した数値。この数値が 2.08 を下回ると人口の減少につながるとされています。

（３）婚姻・離婚件数の推移

婚姻件数の推移では、平成 23 年以降は減少傾向にあり、平成 29 年には 186 人になっています。

離婚件数をみると、年ごとに変動がありますが、平成 27 年以降は概ね 80 件から 90 件台で推移しています。

【婚姻件数と離婚件数の推移】

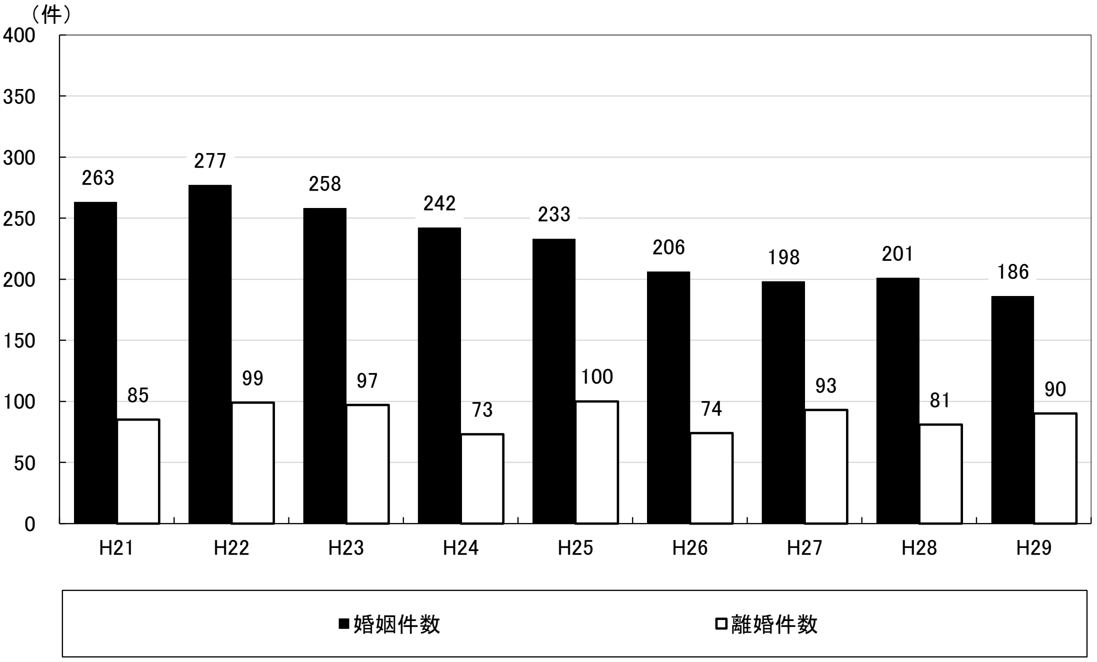

［資料：福岡県人口動態統計］

（４）未婚率の推移

①女性

朝倉市の女性の未婚率の推移を年齢階層別にみると、20 歳代では未婚率が増加しています。

【朝倉市の未婚率の推移（女性）】

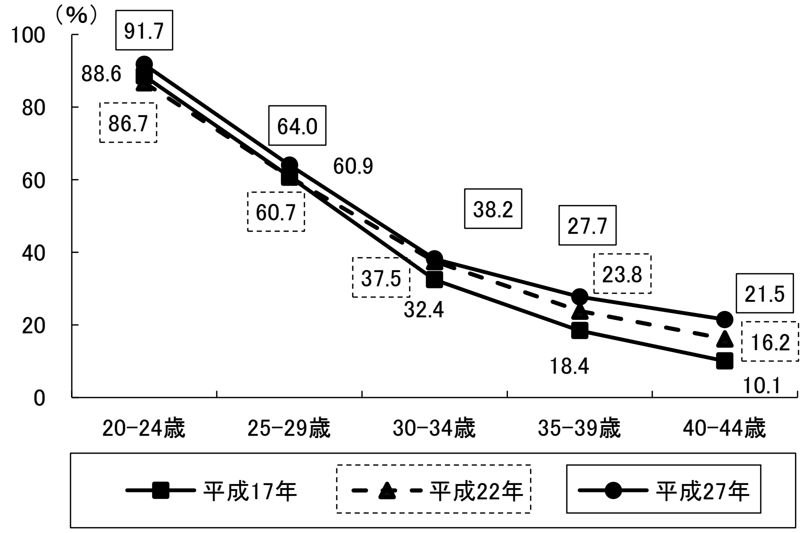

②男性

朝倉市の男性の未婚率の推移を年齢階層別にみると、「35～39 歳」、「40～44 歳」の比較的高い年齢層で、未婚率が増加する傾向にあります。

【朝倉市の未婚率の推移（男性）】

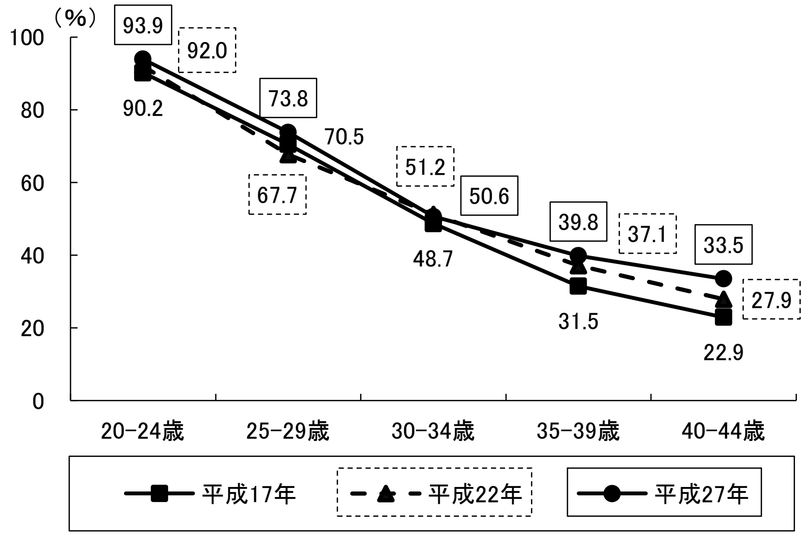

[資料:国勢調査]

３．就労の状況

（１）女性の就労の状況

朝倉市の女性の就業率の推移を年齢階層別にみると、「25～29歳」及び「35～39歳」の階層では、平成17年から平成27年の10年間に一貫して増加しています。

一方で、「20～24歳」は減少傾向にあります。

【女性の就業率】

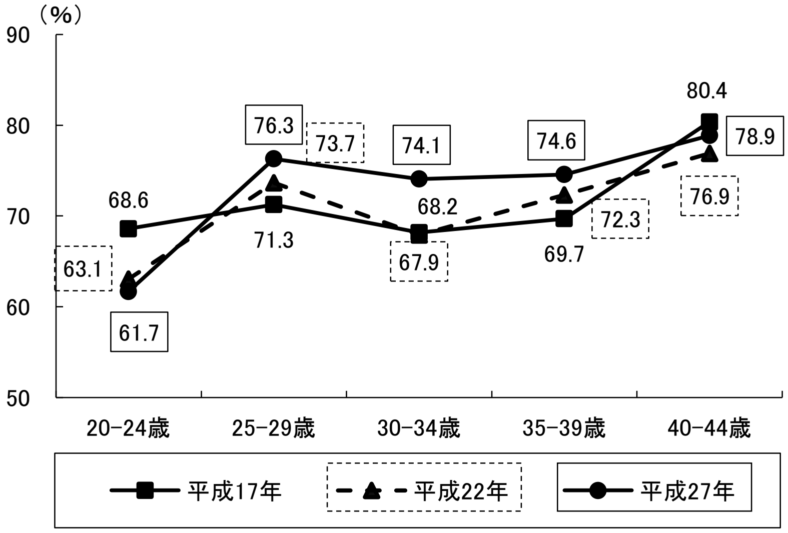

年齢階層毎の経年変化をみると、「20～24 歳」は減少傾向が続いており、「25～29 歳」と「30～34 歳」は増加傾向にあります。そのほか「40～44 歳」はほぼ横ばいで、「35～39 歳」は平成 17 年に一旦減少したほかは、ほぼ横ばいで推移しています。

【女性の就業率（年齢階層別）】

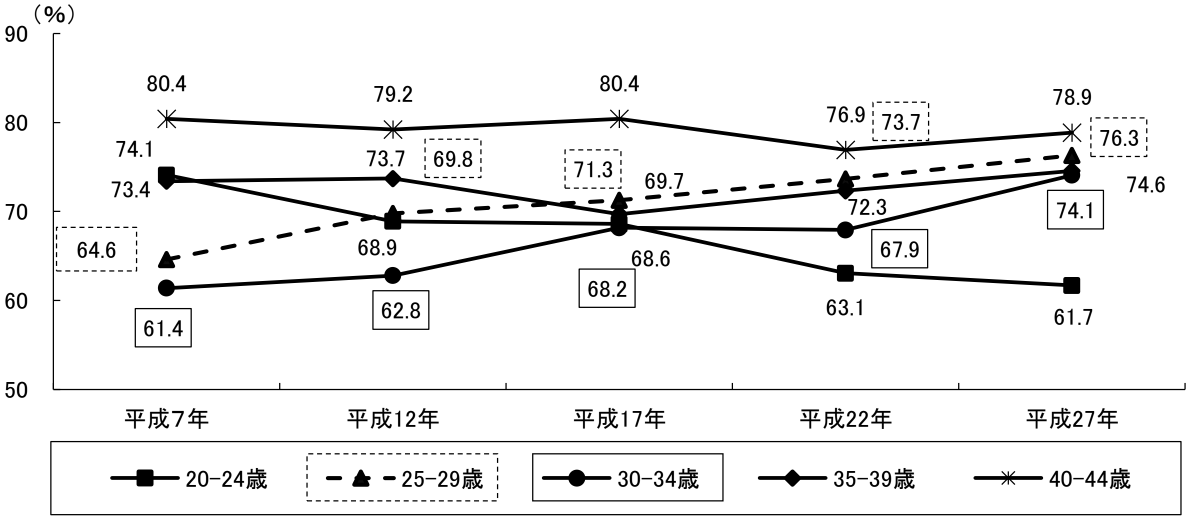

［資料：国勢調査］

４．子育て支援事業の利用状況

（１）教育・保育施設の状況

①１号認定子ども

３～５歳児（保育の必要性はなく、教育ニーズが高い認定区分）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
量の見込み		243	244	255	242
	１号認定子ども	243	244	255	242
実績		406	412	389	416
	１号認定子ども	4	28	25	25
	確認を受けない幼稚園在籍児童	402	384	364	391

②２号認定子ども

３～５歳児（保育の必要性あり）

			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
量の見込み			1,067	1,073	1,090	1,034
	２号認定子ども		1,067	1,073	1,090	1,034
		教育ニーズ	178	179	178	169
		保育ニーズ	889	894	912	865
実績			893	899	968	924
	２号認定子ども		893	899	968	924
	届出保育施設在籍児童		0	0	0	0

③３号認定子ども

０歳、１・２歳児（保育の必要性あり）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
量の見込み		579	569	575	541
	０歳	74	79	85	64
	１・２歳	505	490	490	477
実績		618	653	620	638
	０歳	140	156	158	162
	１・２歳	478	497	462	476

（２）地域子ども・子育て支援事業の利用状況

①時間外保育事業（延長保育事業）

【事業内容】

・保育所（園）を利用している乳幼児の保護者が、就労時間の延長などにより通常の保育時間を超える保育が必要な場合、保育時間を延長して乳幼児の預かりを行う事業です。

【実績値】　（単位：人）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
量の見込み	648	646	640	614
実績	590	619	620	559

②放課後児童健全育成事業（学童保育）

【事業内容】

・親が共働きである世帯や留守が多い世帯の小学生児童を対象に、小学校の放課後に学童保育所で適切な遊びや生活の場を与え、小学生児童の健全育成を図る事業です。

【実績値】　（単位：人）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
量の見込み	513	505	515	568
実績	451	515	576	608

③子育て短期支援事業

【事業内容】

・〔短期入所生活援助事業（ショートステイ）〕
保護者が仕事、疾病等の理由により、家庭において養育することが一時的に困難になったときに、乳幼児等を児童養護施設で一時的な預かりを行う事業です。

・〔夜間養護等事業（トワイライトステイ）〕
保護者が仕事、疾病等の理由により、平日や休日の夜間に不在になることで家庭において養育することが困難になったとき、その他緊急の場合に、乳幼児等を児童養護施設で一時的な預かりを行う事業です。

【実績値】　（単位：人日）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
量の見込み	19	19	19	19
実績	34	29	19	11

④地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

【事業内容】

・子育て支援センターやつどいの広場において、子育ての相談や情報提供を行うほか、子育て中の親子の交流、遊びの場を提供し、子育てを支援する事業です。

【実績値】　（単位：人回）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
量の見込み	22, 813	22, 587	22, 384	22, 158
実績	16, 542	16, 930	13, 759	14, 724

⑤一時預かり事業

【事業内容】

・保護者が仕事、疾病、用事等の理由により、家庭において保育することが一時的に困難になったときに、乳幼児を幼稚園、保育所（園）等で一時的な預かりを行う事業です。

１）一時預かり事業

【事業内容】

・就学前児童全般を対象とした幼稚園等での一時預かり事業です。

【実績値】　（単位：人日）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
量の見込み	26, 108	26, 255	26, 102	24, 772
実績	0	0	0	0

２）一時預かり事業（その他）

【事業内容】

・就学前児童全般を対象とした保育所等での一時預かりです。

【実績値】　（単位：人日）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
量の見込み	3, 632	3, 596	3, 537	3, 386
実績	1, 494	1, 196	989	1, 009

⑥病児・病後児保育事業

【事業内容】

・発熱等の急な病気や病気の回復期などで、保育所（園）・幼稚園などに通えない子どもを一時的に医療機関に併設した専用スペース等において保育する事業です。

【実績値】　（単位：人日）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
量の見込み	142	142	142	142
実績	82	132	89	65

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

【事業内容】

・児童の預かり、送迎時の支援等を受けることを希望する者（依頼会員）と、支援を行うことを希望する者（援助会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

【実績値】　（単位：人日）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
量の見込み	140	161	181	202
実績	181	316	300	193

⑧利用者支援事業

【事業内容】

・保護者が特定教育・保育施設や地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）等の子育てサービスの中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供や相談対応等の支援を行う事業です。

【実績値】　（単位：か所）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
量の見込み	3	3	3	3
実績	3	3	3	3

⑨妊婦一般健康診査

【事業内容】

・妊娠している方に対して、妊娠届出時に妊婦健康診査補助券（合計 14 回分）を交付し、妊婦健康診査の費用の一部を公費負担しています。

【実績値】（単位：人回）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
量の見込み	4,590	4,590	4,590	4,590
実績	3,945	3,878	3,978	3,566

⑩乳児家庭全戸訪問事業

【事業内容】

・生後４カ月までの乳児のいるすべての家庭に保健師又は保育士が訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握、育児に関する相談・助言などを行う事業です。

【実績値】（単位：人）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
量の見込み	270	270	270	270
実績	240	251	346	354

⑪養育支援訪問事業

【事業内容】

・育児不安を抱えているなど、養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児・家事等の養育力を向上させるための支援や相談・助言などを行う事業です。

【実績値】（単位：人）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
量の見込み	5	5	5	5
実績	0	0	0	18

＊養育支援訪問事業のうち、育児及び家事の援助（ヘルパー等）の派遣のみ

５．アンケート調査結果の概要

（１）調査の目的

本計画の策定にあたり、〔第４章 今後５カ年の主要事業の「量の見込み」と「確保方策」〕の量の見込み（利用希望の見込み）の算出を行うための教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況や利用意向についての調査と、子育て中の保護者の日常生活等の実態や子育て施策全般についてのご意見・要望などを把握するため、就学前児童（０～５歳）及び小学生児童をお持ちの保護者にアンケート調査を行いました。

（２）教育・保育サービス及び子育て支援サービスの利用状況

①平日の定期的な教育・保育サービスの利用状況

現在、幼稚園や保育所(園)等の定期的な教育・保育サービスを利用しているかについては、「利用している」が 67.5%、「利用していない」が 32.5%となっています。

〈幼稚園や保育所（園）等の利用状況（就学前児童の保護者）〉

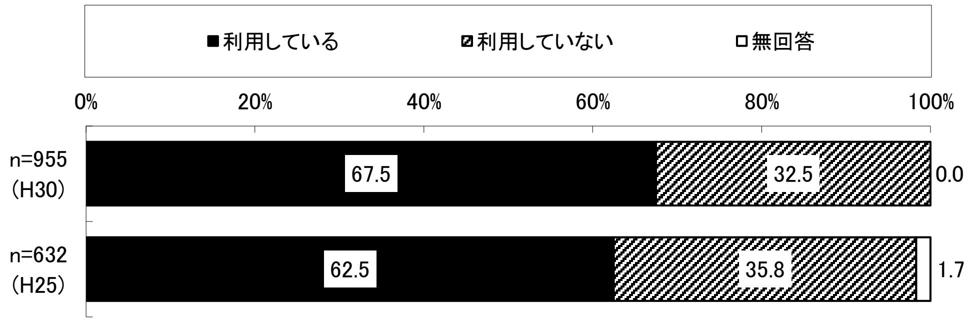

「利用している」方のサービスの種類は、以下のとおりとなっています。

前回調査（平成 25 年）結果と比較では、今回「認可保育所（園)」の割合が高くなり、「幼稚園」の割合が低くなっています。

〈利用している方のサービスの種類（就学前児童の保護者）

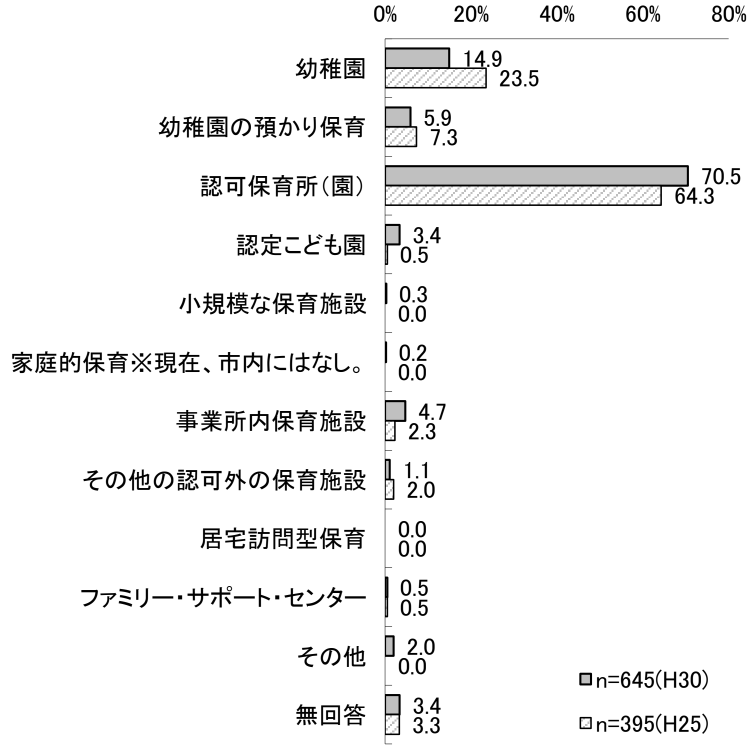

②地域の子育て支援サービス（地域子育て支援センターやつどいの広場等）の利用状況

現在、地域子育て支援拠点センターやつどいの広場（保育所(園)等で親子が集まって過ごしたり、相談をしたり、情報提供を受けたりする場）等を利用しているかについては、「地域子育て支援センター」が 10.1%、「つどいの広場」が 5.0%、「その他市内(公民館等)で行っている類似のサービス」が 3.0%となっており、「利用していない」は 84.6%を占めています。

〈地域子育て支援センターやつどいの広場等の利用状況（就学前児童の保護者)〉

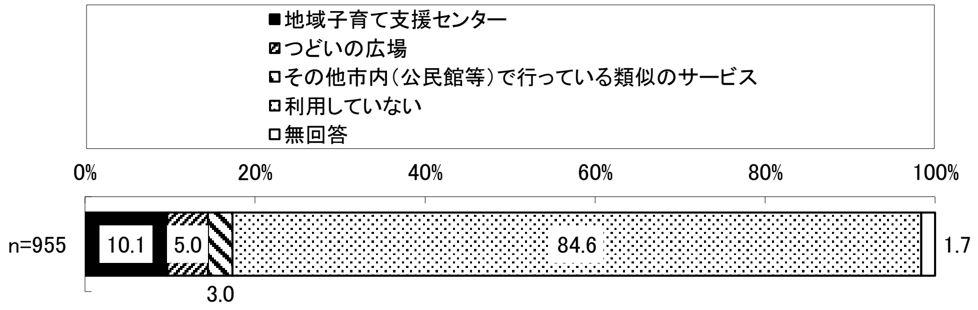

③地域の子育て支援サービスの認知状況

朝倉市の子育て支援サービスの認知度、利用状況、利用意向は下表のとおりです。

「①マタニティクラス（母親学級）、プレパパママクラス（両親学級）」、「②もぐもぐ（離乳食）教室」、「③すくすく（育児）相談」、「⑨乳幼児赤ちゃん訪問」、「⑩ブックスタート」などでは認知度が８割以上と高く、また「⑩ブックスタート」については利用経験についても 78.8％と他に比べ高い割合を占めています。

今後の利用意向をみると、「⑩ブックスタート」が 53.5％と高く、次いで「⑬保育所（園）、幼稚園の園庭等の開放」（40.0％）が続いており、このほかでは２～３割程度が利用したいと回答しています。

〈各サービスの認知度（就学前児童の保護者）〉

サービス名	調査数	知っている		利用したことがある		今後利用したい	
		はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
①マタニティクラス（母親学級）、プレパパママクラス（両親学級）	958	83.8	8.8	35.3	48.9	27.2	42.8
②もぐもぐ（離乳食）教室	958	85.7	8.1	44.5	42.9	32.1	37.5
③すくすく（育児）相談	958	85.2	8.8	36.6	49.9	39.3	30.6
④にこにこ子ども相談（ことば・発達）	958	55.5	38.8	6.2	74.7	33.5	34.8
⑤家庭児童母子相談	958	39.6	54.7	1.2	76.3	20.1	45.8
⑥教育支援センター・教育相談室	958	44.4	50.1	3.4	74.0	26.0	40.0
⑦子育て相談センターあさくらっこ（※平成30年11月開設）	958	27.5	66.4	0.9	73.9	27.9	37.4
⑧家庭教育に関する学級・講座	958	13.2	79.6	1.6	71.7	26.0	38.8
⑨乳幼児赤ちゃん訪問	958	80.7	13.2	65.9	20.9	38.5	29.7
⑩ブックスタート	958	88.7	5.7	78.8	11.3	53.5	16.1
⑪育児支援家庭訪問	958	27.9	65.3	7.7	69.3	22.2	42.8
⑫市が発行している子育て情報誌（子育て支援ブック）	958	53.7	40.5	31.1	48.5	39.6	27.0
⑬保育所（園）、幼稚園の園庭等の開放	958	73.0	22.2	25.0	59.1	40.0	28.6
⑭地域子育て支援センター（生い立つ保育園・ひろにわ保育所併設）	958	76.8	17.8	34.6	51.8	36.8	32.3
⑮つどいの広場	958	61.5	32.8	23.0	60.0	31.0	37.1
⑯児童館（※現在、市内にはありません）	958	19.7	62.1	3.0	63.0	21.5	36.5

（３）子育て全般について

①子どもをみてもらえる状況

日常的又は緊急時に祖父母等の親族にみてもらえる家庭が相当数ある一方、「いずれもいない」が、就学前児童の保護者・小学生児童の保護者ともに 10%台あります。

〈日頃、お子さんをみてもらえる人の有無（就学前児童・小学生児童の保護者）〉

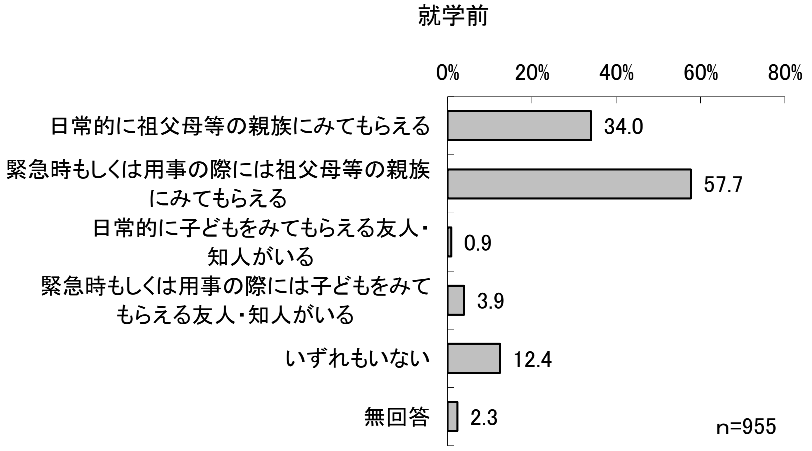

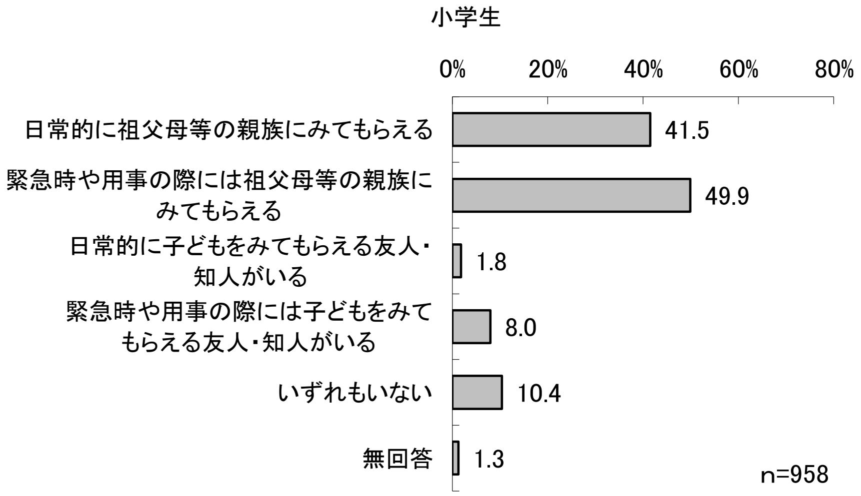

②子育てに関する不安や悩み

就学前児童では、「なんとなく不安や負担を感じる」が 35.9%、「あまり不安や負担等は感じない」が 28.3%となっています。前回調査結果との比較では、『不安や負担を感じる』（「非常に不安や負担を感じる」+「なんとなく不安や負担を感じる」）の割合が、前回の 35.9%から今回は 42.5%と高くなっています。

小学生児童では、「なんとなく不安や負担を感じる」が 34.7%、「あまり不安や負担等は感じない」が 27.5%となっています。前回調査結果と比較すると、不安感や負担感では、『不安や負担を感じる』（「非常に不安や負担を感じる」+「なんとなく不安や負担を感じる）の割合が前回の 38.7%に対し今回 42.1%となっており、やや割合が高くなっています。

〈子育てに関する不安感や負担感（就学前児童・小学生児童の保護者）〉

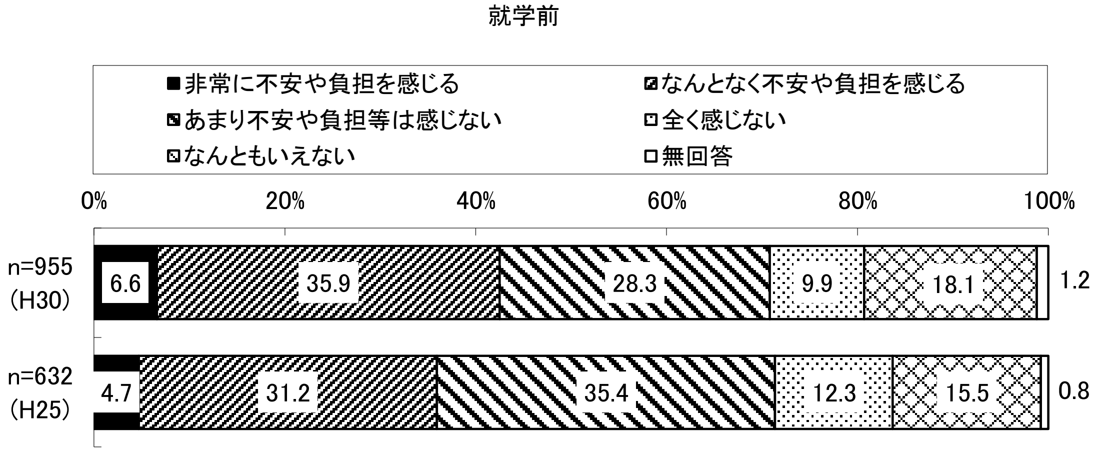

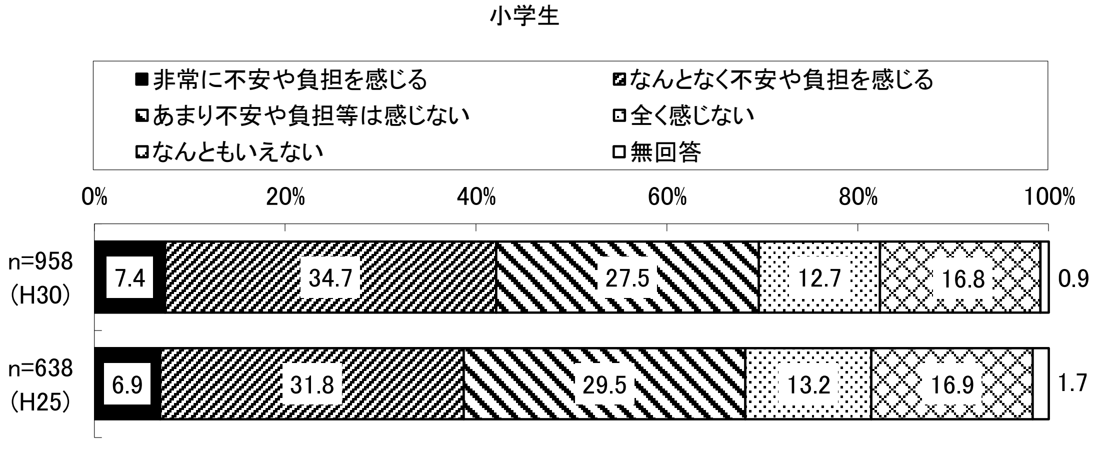

子育てをするうえで、どのようなことに不安や悩みを持っているかでは、「しつけについて」が 54.5%で最も高く、次いで、「仕事と子育ての両立について」が 47.3%、「育児費用について」が 44.2%となっています。

前回調査と比較すると、今回「精神的な発達について」「教育について」「仕事と子育ての両立について」などで、前回に比べ割合が高くなっています。

〈不安や悩みの内容（就学前児童の保護者）〉

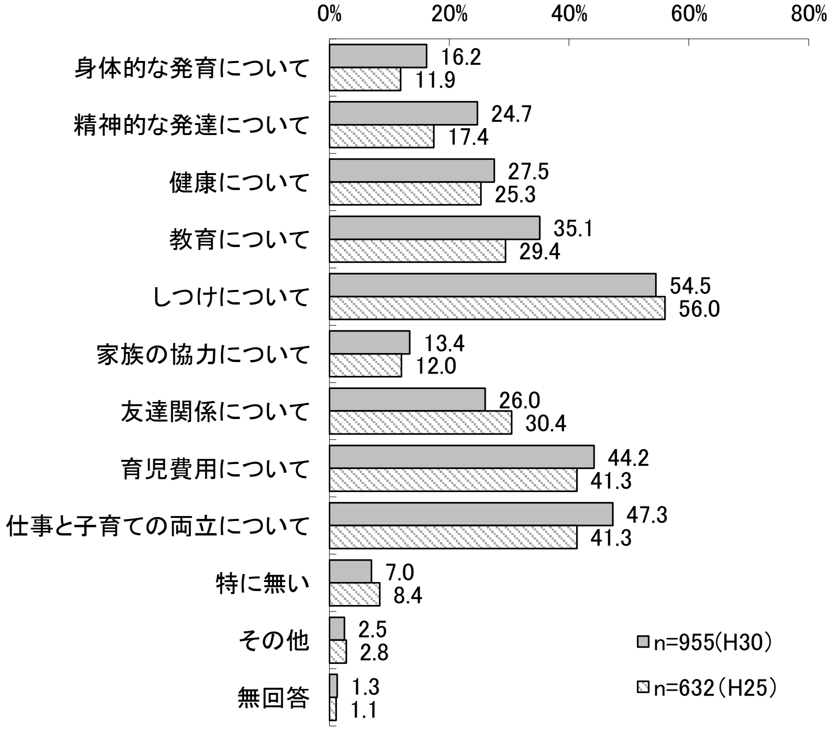

子どもを虐待しているのではないかと思うことについては、「いいえ」が 63.3%、「何とも言えない」が 24.9%、「はい」が 8.4%となっています。

〈子どもを虐待しているのではないかと思うことの有無（就学前児童の保護者）〉

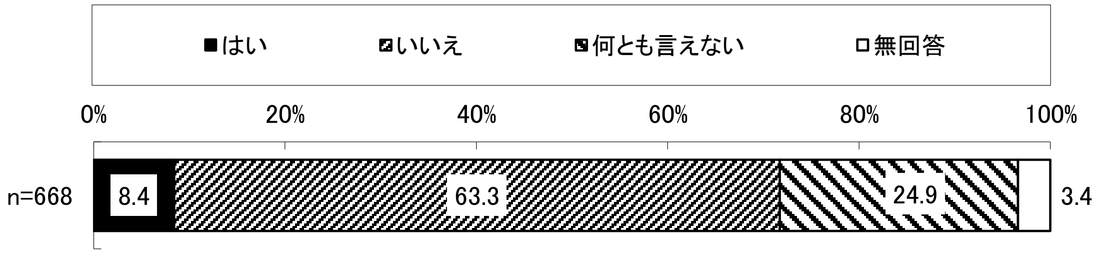

③子育てに関する相談相手

相談相手については、就学前児童、小学生児童ともに家族や友人などの身近な人が多く、次に教育・保育サービスを受けている「保育所（園）・幼稚園・学校」となっていますが、近所の人や民生委員・児童委員などの身近な地域における相談が少ない状況が見受けられます。

〈子育てに関する相談相手（就学前児童・小学生児童の保護者）〉

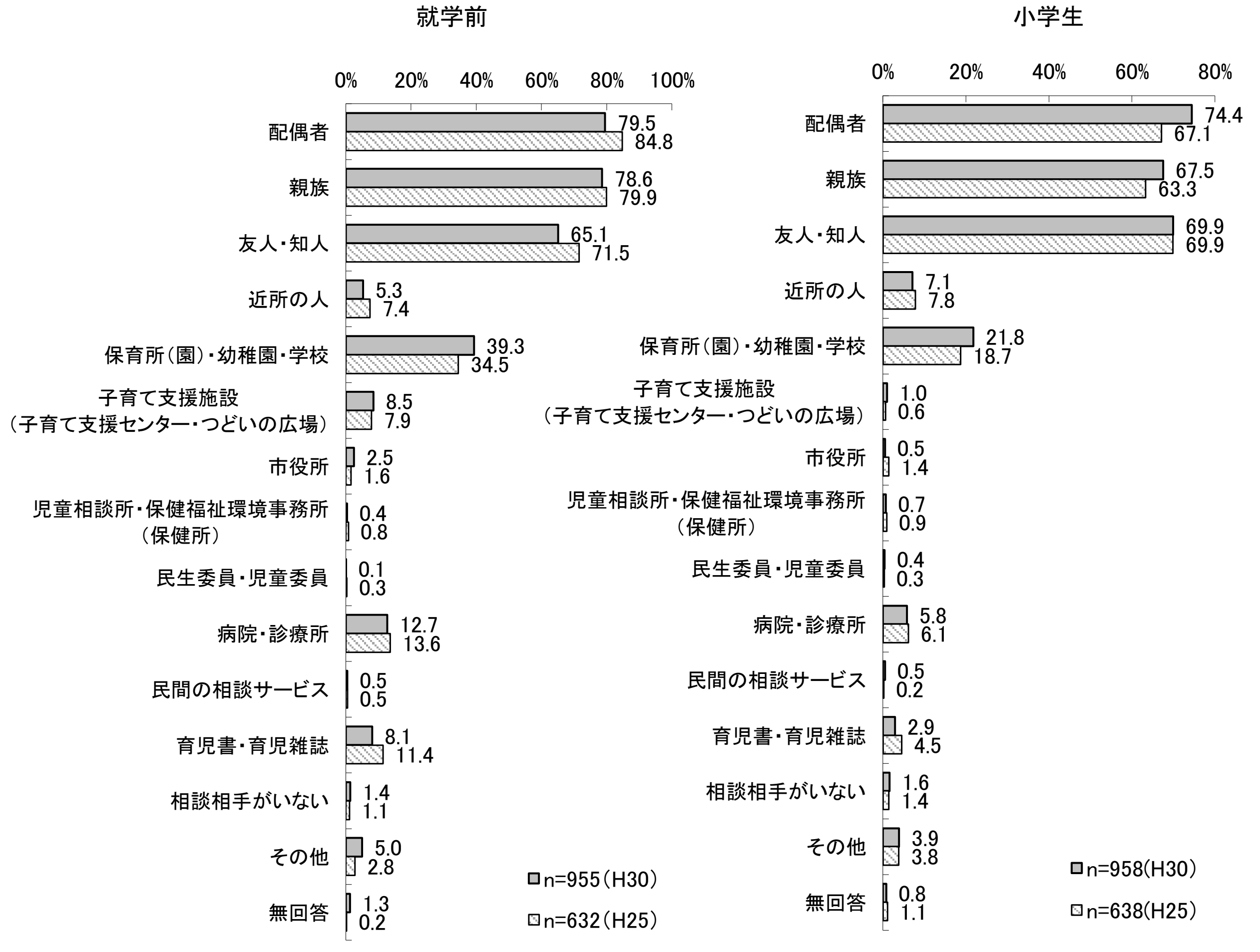

④子育てに関する情報の入手先

情報の入手先は、就学前児童、小学生児童ともに親族や友人・知人などの身近な人が多く、次に教育・保育サービスを受けている「保育所（園）・幼稚園・学校」などとなっています。また就学前児童では、「インターネット」が 55.0%となっています。

〈子育てに関する情報の入手先（就学前児童・小学生児童の保護者）〉

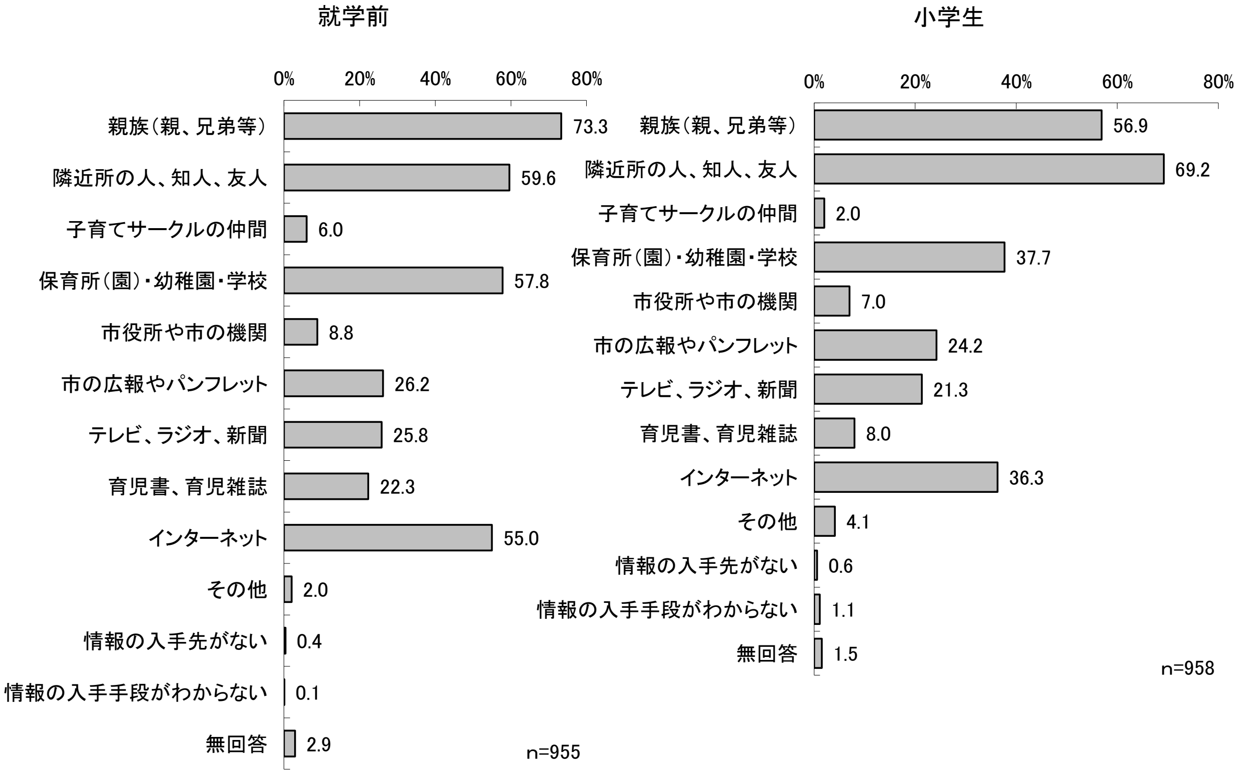

⑤仕事と子育ての両立について

仕事と子育てを両立する上で大変だと感じる項目は、就学前児童、小学生児童ともに「急な残業が入ってしまう」「自分や子どもが急な病気のときに面倒をみる人がいない」「子どもと接する時間がない」が３割前後を占めています。

〈仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じること（就学前児童・小学生児童の保護者）〉

就学前

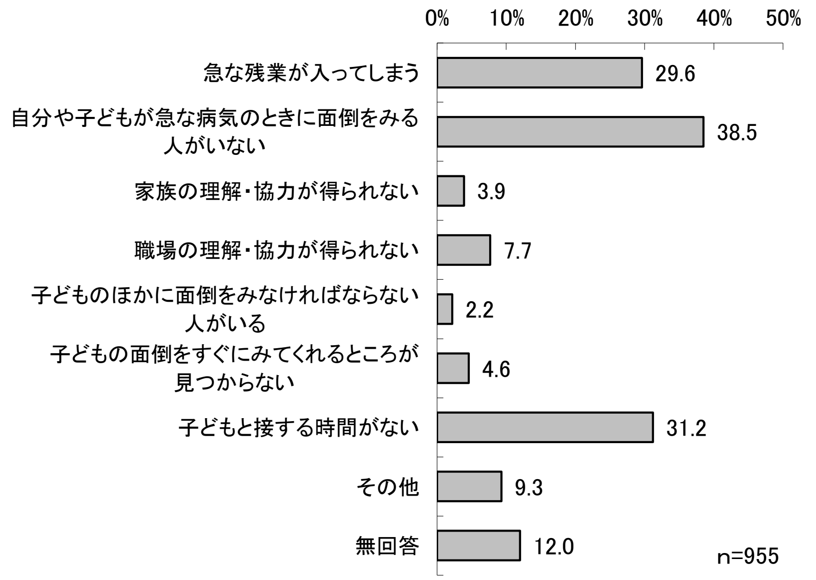

小学生

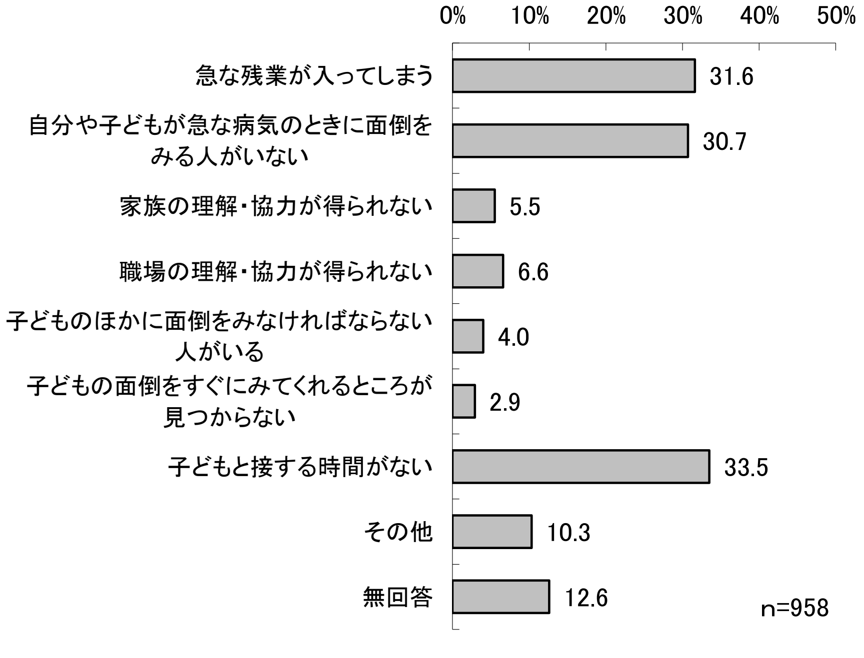

（４）朝倉市の子育て支援について

①子育て支援の充実

市に対して、どのような子育て支援の充実を図って欲しいと期待しているかについては、就学前児童では「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が60.1％で最も高く、次いで「保育所や幼稚園にかかる出費負担を軽減してほしい」が49.2％、「親子でも楽しめるイベントを開催してほしい」が 27.5％と続いています。

前回調査結果との比較では、今回「保育所や幼稚園にかかる出費負担を軽減してほしい」「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」「多子世帯に対する支援を充実してほしい」などの割合が低くなっており、一方で「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」「親子でも楽しめるイベントを開催してほしい」の割合が高くなっています。

〈市に対して充実してほしい子育て支援（就学前児童・小学生児童の保護者）〉

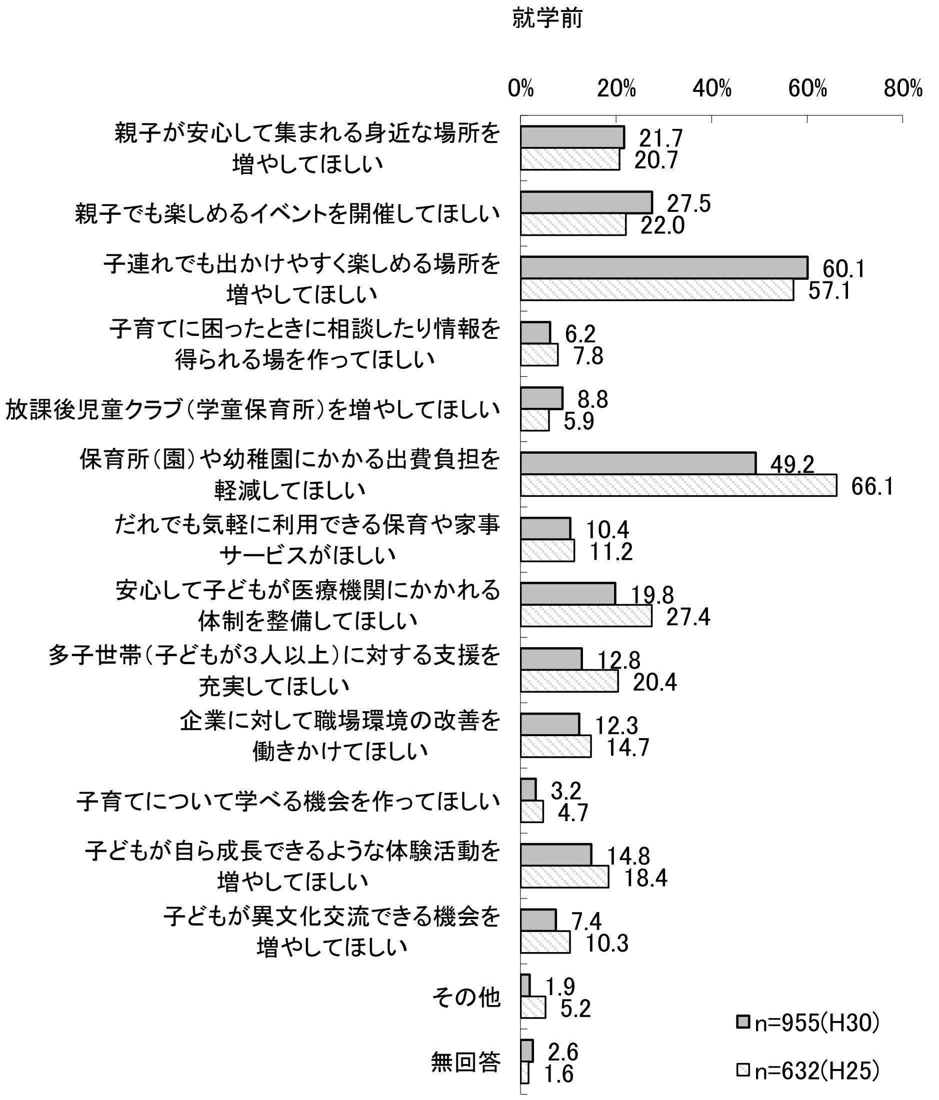

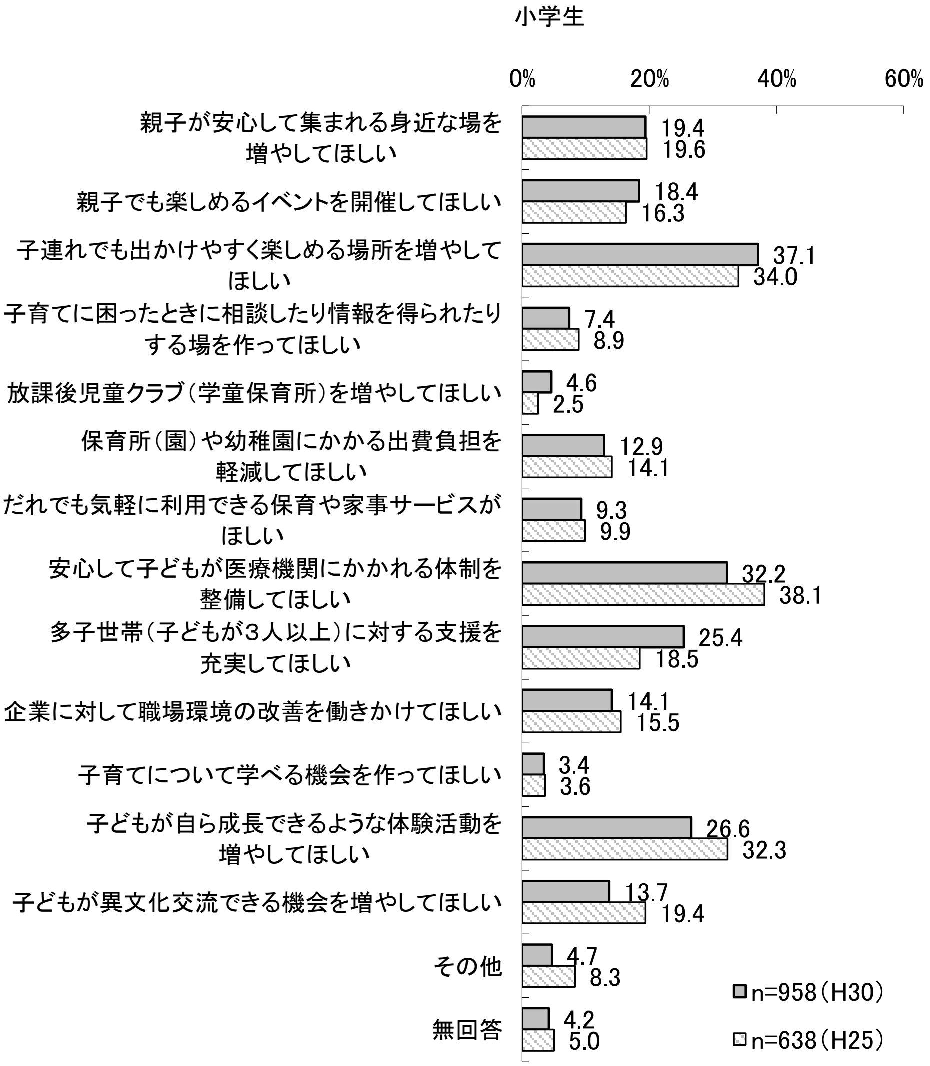

小学生児童では、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が 37.1％と最も高く、次いで、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」が 32.2％、「子どもが自ら成長できるような体験活動を増やしてほしい」が 26.6％で続いています。

前回調査結果との比較では、今回、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」「多子世帯に対する支援を充実してほしい」などの割合が高くなっています。

６．朝倉市の子ども・子育て支援の課題

（１）人口・世帯の動向及び女性の就労状況と子育て支援の充実

●近年は少子化が進行し、子どものいる家庭が少なくなるとともに、核家族化が進み家庭や身近な地域に相談できる相手がいないなど、高齢化と相まって地域活動などの縮小傾向により、人とのつながりが希薄化する様子がうかがえます。このことから、子育ての孤立感や育児不安を感じる保護者も多く、この孤立感や育児不安を和らげる子育て支援が重要となっています。

●アンケート調査の結果からは、経年で、特に就学前児童の母親について就労が進んでいる傾向がうかがえ、このことから子育て支援サービスに関するニーズは、高まっているものと考えられます。

（２）教育・保育サービスの充実

●人口構造の変化をみると、年少人口の減少に伴い就学前児童及び小学生児童の数は減少していますが、保育所（園）や幼稚園を利用する児童は増加傾向にあります。また小学生児童では、特に低学年で、放課後の居場所としての放課後児童健全育成事業（学童保育）のニーズが高まっています。一方で、この教育・保育ニーズには地域ごとに違いがあることも予想されることから、各地域の特性を考慮したうえで、教育・保育サービスの量的確保を図る必要があります。

●教育・保育サービスの量的確保が課題となる一方で、サービスに従事する人材の不足が深刻化しています。今後は教育・保育に従事する人材の確保に向けて事業所とも連携した情報収集・提供や支援策の検討が必要になります。また、障がいを持つ子どもなど、さまざまな特性に応じた教育・保育サービスを提供していくことが求められていることから、職員の研修参加による高度な知識・技能の習得や、施設環境の改善なども進めていく必要があります。また、子どもの発達段階や特性などに応じ、配慮の必要な子どもへのきめ細やかな対応も課題となっています。

（３）地域における子ども・子育て支援の充実

●女性の活躍推進や働き方改革など多様化する就労の中で、保護者が仕事と子育てを両立できる、安心して子育てできる環境の整備が必要であり、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童健全育成事業（学童保育）など、多様なサービスの提供と適切な利用の促進が求められます。

●通常は家庭で子育てをしている場合でも、保護者の疾病や急な用事が生じたときには一時的・緊急的に子どもを預けられる場が必要です。また、アンケートの結果からは、リフレッシュのための一時的な預かりのニーズも高く、こうしたサービスの提供により、子育てに伴う心理的・身体的な負担の緩和を図ることも必要であると考えられます。

●家族形態の変化により、子育て中の家庭で身近に相談できる人がいなかったり、同じく子育てをしている保護者との意見・情報交換を行う場が身近になかったりなど、保護者が孤立感や育児不安を抱える状況が懸念されます。そのような孤立感や不安感を軽減するため、地域において子育てについて気軽に相談することができ、適切なアドバイスを受けられ、保護者同士の交流によって情報交換や気分転換ができる場の提供が必要です。

●妊娠・出産やその後の育児を安心して行うためには、健康診査や保健指導を行い、母子の健康と子どもが健やかに育つ環境を整える必要があります。また、その後乳幼児期から小・中学校を経て青年期に至るまで、切れ目なく子どもの健全な成長を見守るための仕組みづくりが必要です。

●保護者の子育てに関する情報の入手方法は、従来のテレビや育児書・育児雑誌によるものから、スマートフォンなどの普及によりインターネットを通して情報を入手することが多くなっています。市が作成している子育て支援情報誌の配布のほか、ホームページなどを活用した情報発信を充実する必要があります。

●子育てに関する不安感や負担感の一つに育児に伴う費用負担があります。教育・保育に係る費用や医療費等の負担軽減など、子育て家庭の経済的支援を更に検討する必要があります。

（４）専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実

●虐待を受けた子どもは、身体的・精神的な傷を負い、心身の成長・人格形成に大きな影響を受けます。最悪の場合、命を失うこともあります。虐待についての予防・早期発見・早期対応・再発防止などの迅速な対応が必要です。

●乳幼児の健康診査は、支援を必要とする児童の早期発見に大きな役割を果たすことから受診勧奨に努める必要があります。また、子どもの健康や発育に不安を持つ保護者からの相談を受ける体制と、その後の専門的な機関による適切な医療や指導が受けられる支援体制の確立が必要です。

●ひとり親家庭は、子育てをする上で経済的に不安定な状態や、生活においても多くの問題や不安を抱えている場合が見受けられます。相談体制を確立し、経済的に自立した上で子育てすることが子どもにとって必要なため、自立支援を行う必要があります。

●障がいを持つ子どもが身近な地域で安心して成長できるよう、保育所（園)、幼稚園、学校などでの受け入れ体制の確保が必要です。

（５）ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進

●仕事と子育ての両立を支援するため、多様化・長時間の就労に対応した保育サービスなどを行う必要がありますが、その一方で仕事時間と生活・育児時間のバランスがとれる働き方を進める必要があります。そのためには、労働時間の短縮、育児休業の取得促進、子どもの急病時の対応など、事業主の子育てに対する理解を深め、働きながらでも子育てがしやすい職場環境づくりを推進する必要があります。

（６）安全・安心な子育て環境の充実

●安全・安心な子育て環境づくりには、交通安全対策や防犯対策は欠かせない取組であり、交通安全教育や歩行者にやさしい道路整備等、関係機関・団体の協力を得て地域の防犯活動・登下校時のパトロールなどが必要となっています。

●家族で手軽に行ける公園や遊具設置の要望が多く、子どもを安心して遊ばせることができる公園や広場の整備を進めるとともに、遊具等の維持管理に努める必要があります。

●妊婦や子ども連れの親子、障がいを持つ人たちが安心して外出し利用できるよう公共施設・道路・公園などのバリアフリー化を推進する必要があります。

（７）青少年の健全育成の充実

●子どもたちが豊かな心を育んでいくためには、自然や地域社会とふれあう機会や交流の場が必要です。地域・学校・家庭が連携し、次代を担う子どもたちを健全に育てていくための環境整備に努め、自らが考える力や豊かな心を育むことができるよう、さまざまな体験活動の充実を図る必要があります。

●情報機器が進化・多様化する中、子どもたちがこうした機器に接する機会も多くなり、パソコンやスマホなどを通じ、子どもたちが有害な情報に接することや、犯罪に巻き込まれるケースなども発生しています。こうした被害に遭うことを防ぐために、正しい利用のルール作りやメディアリテラシーの形成に向けた取り組みも必要となっています。

●子どもたちの健全育成を図るには、地域全体での取り組みが不可欠であり、子どもたちに、中学生・高校生・高齢者などとの世代を超えた交流の機会を提供し、子どもたちを健やかに育てることができる地域づくりが必要です。

第3章　施策の基本目標

１．基本理念

広げよう!!

地域ぐるみで“子育て応援”の輪・話・和…

子どもの笑顔 輝くまち 朝倉市

わが国における人口減少や少子(高齢)化の背景には、未婚化・晩婚化の進行、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化等が挙げられます。こうした“子ども・子育て”を取り巻く状況は、朝倉市においても例外ではありません。

様々な課題や状況を抱える中で本市は、すべての子どもたち一人ひとりの“健やかで、伸び伸びとした育ち”を実現するため、家庭での子育てを基本としながらも、地域ぐるみで“子ども・子育て”を支援する、有機的な支援の仕組みが重要です。

そこで、『自助・共助・公助』という観点から、特に『共助』（協働）の持つ【分かり合う・支え合う・ともに伸び合う】よさを生かし、～人をつなぐ【輪】・心をつなぐ【話】・地域社会をつなぐ【和】～を通して、**子どもの笑顔が輝くまち＝朝倉市**をめざします。

子どもの笑顔が輝き、幸せに育ち合う**まち**になるようにとの思いを集約して、基本理念を掲げ、計画を推進します（第１期計画を踏襲）。

輪 … 人をつなぐ
話 … 心をつなぐ
和 … 地域社会をつなぐ

《合い言葉》　：　“子育て応援”の あ・い・う・え・お

Ⓐあ… 安全・安心を第一に
い… 一緒に、地域ぐるみで
う… 嬉しくて、温かなサポートを
え… 笑顔あふれる子どもたちの
お… 大きな夢・希望に向けて！！

２．基本的視点

基本理念のもと、子ども・子育て支援を進めるうえでの共通の考え方として、以下の４つの視点に立って計画を進めることとします。

基本的視点Ⅰ　健やかにのびのび育つ子どもをめざして

◆子どもの主体的な成長にはいきいきとした心を欠くことはできません。いじめや不登校、そして近年深刻化する児童虐待等の問題は子どもの心に深い傷を残し、健全な成長への歩みを遅らせてしまうこともあります。

◆すべての子どもたちは幸せに生活し、必要な支援を受ける権利があります。私たち一人ひとりがこのような意識を持ち、子どもたちが地域でのびのびと育つことができる環境をつくることが大切です。

基本的視点Ⅱ　ゆとりを持って楽しみながら子育てできる環境づくり

◆子どもが健やかに育つためには、親や家族の温かい愛情の中で子どもを育てることが必要です。親の抱える様々な子育ての不安や負担の解消に努め、親としての自覚と責任を高め、愛情ある子育てが次代に継承されるように、親の子育て力を高めることが必要です。

◆男女がともに子育ての責任を担い、仕事と子育ての両立ができる環境の実現に努めるとともに、子育て家庭に対して様々な取組を行うことにより、ゆとりを持って楽しく子育てができる環境をつくることが大切です。

基本的視点Ⅲ　みんなで子育て家庭を応援する地域社会づくり

◆子育ち・子育て支援は、地域社会・企業・学校・行政等を含め社会全体で取り組むべき課題です。これからの次世代を担う子どもたちの成長を地域全体で支えていくために、地域に住む一人ひとりがすべての子どもの育ちと子育て家庭を見守り、地域全体で子育てを応援することが大切です。

基本的視点Ⅳ　安全･安心　まちづくり

◆安全な遊び空間や住環境の整備、子どもの交通安全対策の充実、犯罪などから子どもを守るための地域活動の推進、バリアフリー化など子どもや保護者にやさしい環境づくりなどによって、安心して子育てができるまちづくりを進めることが大切です。

３．施策の体系

基本理念

広げよう!!地域ぐるみで〃子育て応援〃の輪・話・和・・・

子どもの笑顔　輝くまち　朝倉市

基本的視点

○健やかにのびのび育つ子どもをめざして

○ゆとりを持って楽しみながら子育てできる環境づくり

○みんなで子育て家庭を応援する地域社会づくり

○安全・安心　まちづくり

基本目標・単位施策

１ 子育て家庭への支援をする仕組みづくり

（１）子育て支援と集いや相談による不安の解消
（２）子育て情報の提供
（３）子育てに関する経済的負担の軽減

２ 子育て家庭の心と体の健康づくり

（４）妊婦の健康や安心安全な出産の確保
（５）乳幼児・青少年の健康の推進

３ 子どもの健やかな成長のための教育づくり

（６）豊かな心の育成
（７）健やかな体の育成
（８）教育環境の充実

４ 働きながら子育てできる社会づくり

（９）多様化するライフスタイルに対応した子育て支援サービスの充実
（10）ひとり親家庭への支援と就労促進
（11）市内事業所への啓発

５ 支援を必要とする子どもと家庭を支える環境づくり

（12）支援を必要とする子ども・家庭の早期発見及び相談の充実
（13）ひとり親家庭の自立支援
（14）障がいのある子どもの支援及び環境づくり

６ みんなが安心して暮らせるまちづくり

（15）医療体制の充実
（16）すべての子どもが安全に暮らせるまちづくり
（17）犯罪から子どもを守る安心な体制づくり

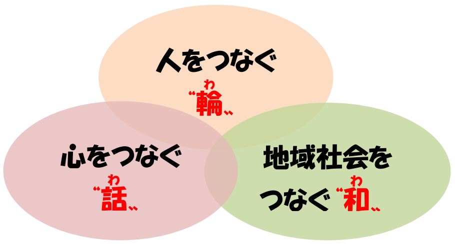

◎基本目標のうち、特に重点的に取り組むもの

「第２期朝倉市総合戦略」の趣旨である、若い世代の都市圏への人口移動を止め、安心して子どもを産み育てられる環境をつくることで出生数が増加すること、市民をはじめ多くの方が住みたいまちになるような環境を整えることは、「朝倉市人口ビジョン」の展望を実現するために必要なことです。

したがって、先に示した基本目標のうち、特に重点的に取り組むべきものを次のとおりとします。

重点目標

基本目標１　子育て家庭への支援をする仕組みづくり

基本目標4　働きながら子育てできる社会づくり

就学前児童では 42.5%、小学生児童では 42.1%の保護者が、子育てに関する不安や悩みを抱えており、１番の不安や悩みは「しつけについて」が 54.5%で最も高く、次いで、「仕事と子育ての両立について」が 47.3%、「育児費用について」が 44.2%となっています。

こうしたことから、「子育て」を「孤育て」にしないための取り組みや、「仕事と子育ての両立支援」、子育ての経済的負担の解消を引き続き行っていきます。

基本目標3　子どもの健やかな成長のための教育づくり

小学生児童で、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が 37.1%、「子どもが自ら成長できるような体験活動を増やしてほしい」が 26.6%と上位を占めています。

これらの結果を踏まえ、自らが考える力や子どもたちが豊かな心を育んでいくためには、自然や地域社会と触れ合う機会や交流の場等さまざまな体験活動の充実を図る必要があります。子どもたちを健全に育てていくための環境整備に力を入れることにより、次世代を担う子どもたちの育成支援を引き続き行っていきます。

これらの重点目標分野については、「第２期朝倉市総合戦略」における以下の基本目標を実現するための施策と連携し、積極的に取り組んでいきます。

◎第２期朝倉市総合戦略

「基本目標３　結婚・出産・子育ての希望をかなえる」

（１）結婚応援
（２）出産・子育てがしやすい環境づくり
（３）地域の子育て支援
（４）学校教育の充実

４．子ども・子育て支援施策

基本目標1 子育て家庭への支援をする仕組みづくり

保護者の就労状況や生活環境など、子育てを取り巻く家庭環境の違いや子どもの発達程度にかかわらず、子育てするすべての人に対してさまざまな支援が提供できるよう、地域と連携しながら、ワンストップで支援につなげる体制整備など、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の仕組みを整えていきます。

単位施策1　子育て支援と集いや相談による不安の解消

○ 地域子育て支援センターやつどいの広場において、交流、育児相談などにより、子育て不安の軽減を図ります。また、子育て相談センターあさくらっことの連携により、切れ目ない支援に努めます。
○ 離乳食教室や育児相談会などの各機会を通じて、親子のふれあいや保護者同士の交流の機会、適切な相談ができる場を提供します
○ 教育・保育の施設において、地域の子育て支援としての機能を生かし、園庭開放を推進するなど、交流と子育て不安の軽減を図ります。
○ 体罰によらない子育て等を推進します。

単位施策2　子育て情報の提供

○ 子育てに関する様々な情報を多様な方法（広報誌のリニューアル、赤ちゃん訪問での子育て支援ブック・まご育てブック等の配布）によって提供し、地域の子育てに関する情報源として、身近で役立つ情報提供をめざします。
○ 各種手当・助成制度に関する情報を提供し、制度の普及と利用促進を図ります。

単位施策3　子育てに関する経済的負担の軽減

○ 就学前児童の通院・入院及び中学生までの児童の入院に係る医療費を助成します。
○ 幼児・児童インフルエンザ予防接種料金を助成します。
○ 教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業などの利用料について、利用者の経済的負担に配慮した利用者負担額の設定に努めます。
○ 障がいのある児童、重度の障がいがある方に手当の支給や医療費を助成します。

基本目標2　子育て家庭の心と体の健康づくり

安心して妊娠・出産・子育てができるように、家族の健やかな心と体の育成を充実させせます。

単位施策4　妊婦の健康や安心安全な出産の確保

○ 妊婦健康診査補助券を発行し妊婦健康診査の受診勧奨を行います。

○ マタニティクラスや、プレパパママクラスなどを行い、正しい知識の普及や不安の解消を図ります。

単位施策5　乳幼児･青少年の健康の推進

○ 産後ケアとして育児不安の解消や軽減、養育環境の把握、児童虐待防止の観点から乳児がいる全家庭を訪問し、あわせて子育てに関する情報提供を行います。支援が必要な家庭に対しては適切なサービスにつなげます。

○ 乳幼児健康診査を実施するとともに、専門家に個別相談ができる相談体制の充実と周知に努めます。

○ 保育所（園）、幼稚園、小中学校において、正しい知識と望ましい食習慣の形成を図ります。また、地元農産物の消費を進め、地産地消を推進します。

基本目標3 子どもの健やかな成長のための教育づくり

子どもが自らの能力を伸ばし、生き生きと学校生活を送ることができる教育環境を整備し、学校と地域が連携して、創意工夫による特色ある教育活動を推進します。また、いじめや不登校を未然に防止するとともに、子ども一人ひとりに応じたきめ細やかな指導を進めます。

単位施策６　豊かな心の育成

○ 学校生活への適応や個性の伸長、基本的生活習慣の確立などの指導を行います。
○ 子どもたちが自己有用感や自己肯定感を持ち、健やかに成長できるような教育に努めます。
○ 不登校やいじめ等の問題の解消に向け組織的、継続的な対応に努め、児童生徒の健全育成を図ります。
○ 人権・同和教育や道徳教育の更なる推進に努めます。
○ 子どもと高齢者、乳幼児と児童生徒、学校と地域との交流など、様々な形の交流体験を持つことで豊かな心を育みます。
○ 郷土の歴史や自然、伝統文化にふれる機会を提供し、さまざまな体験活動を通して、ふるさと「朝倉」に誇りを持ち、豊かな感性を育みます。

単位施策７　健やかな体の育成

○ 幼児については、遊びを通して友達との関わりを深め、思いやりや親しみの心を育むとともに、伸び伸び体を動かすことで体力の向上、健康増進を図ります。
○ 児童生徒については、授業による十分な運動量の確保、それぞれの子どもに応じた運動目標の設定などを通して、外遊び奨励、スポーツの習慣化を図ります。
○ 薬物の害などに関する教育を通じて、危険薬物の利用防止に向けた健全な心と体の育成を進めます。

単位施策８　教育環境の充実

○ 小中学校施設の維持管理、校舎等の改築などを計画的に行い、安全な学校施設の整備に努めます。
○ 児童生徒の登下校の状況把握や通学路の点検、安全確保のため、 保護者、地域と連携した防犯体制を整えます。
○ 学校・保護者・地域が連携して、有害図書・有害玩具・有害広告など、子どもを有害情報から守るための活動を推進します。

基本目標4 働きながら子育てできる社会づくり

仕事と子育ての両立を支援するため、多様な働き方に合わせた保育サービスなどの充実が求められています。また、仕事時間と生活・育児時間のバランスがとれるように働き方の見直しを進めることが重要です。家庭や地域における支援体制の整備をするとともに、事業主の理解と協力も得て、子育てしやすい社会づくりを進めていきます。

単位施策9　多様化するライフスタイルに対応した子育て支援サービスの充実

- ○ 教育・保育サービスの量的確保とともに、職員の研修等を行い質の向上を図ります。
- ○ 多様化する保育ニーズに対応するため、延長保育、一時預かり、病児・病後児保育、トワイライトステイ、ショートステイを実施するとともに、制度周知を図ります。
- ○ 放課後児童クラブ（学童保育）において、適切な遊びと生活の場を提供し、小学生児童の健全育成を推進します。
- ○ 放課後子ども教室の運営など、小学生児童の放課後の居場所づくりに向けた取り組みについて検討を進めていきます。
- ○ ファミリー・サポート・センター事業等を実施し、ＰＲ活動を強化します。
- ○ 男女共同参画意識の普及啓発を推進し、家庭においての固定的な男女の役割が解消できるよう努めます。
- ○ 親になる上での心構えや認識を高めてもらうとともに、仲間づくりの場を提供します。

単位施策10　ひとり親家庭への支援と就労促進

- ○ ひとり親家庭に対して、安心して生活できるようそれぞれの家庭の状況に応じた自立支援、子育て支援、相談体制等を充実していきます。

単位施策11　市内事業所への啓発

- ○ 市内事業所に対し、労働環境の改善、育児休業の取得促進、ワーク・ライフ・バランス、女性の活躍推進等の啓発に努めます。

基本目標5　支援を必要とする子どもと家庭を支える環境づくり

特に支援が必要な子どもや家庭に対して、関係機関と連携しながら適切な支援を行います。

単位施策12　支援を必要とする子ども･家庭の早期発見及び相談の充実

○ 家庭児童母子相談員を配置し、児童の福祉や養育に関する相談・支援を行います。

○ 保育所（園）・幼稚園・各小中学校との連携を図り相談支援につなげます。

○ 乳幼児健康診査で、支援を必要とする乳幼児の早期発見や相談を実施し、専門機関による医療や指導を受けられるよう支援します。

○ 関係機関や地域が一体となり、児童虐待や配偶者からの暴力「ドメスティック・バイオレンス（DV）」を予防するとともに虐待や暴力の早期発見、早期対応、再発防止を図ります。

○ 養育支援が必要な家庭に指導及び助言などを行い、適切な養育の実施を確保します。

単位施策13　ひとり親家庭の自立支援

○ ひとり親家庭における児童の福祉や養育に関する相談、就業等の自立支援、また、母子父子寡婦福祉資金の貸付制度など、不安や負担の軽減のための相談体制及び必要な情報を提供できる体制の確立を図ります。

単位施策14　障がいのある子どもの支援及び環境づくり

○ 障がい児保育を実施し、安心して生活でき、日々の生活や遊びを通して共に育ちあう保育環境づくりを進めます。

○ 一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導と必要な支援を行う体制を確立します。

○ ことばや発達について、心配な子どもを対象とした個別相談等を行います。

基本目標6　みんなが安心して暮らせるまちづくり

子どもが安心･安全に生活できる環境づくりのため、子育てにふさわしい居住・生活環境や子育て家庭が安心して外出できるような環境の整備、子どもを交通事故や犯罪等の被害から守るための取り組みを推進していきます。

単位施策15　医療体制の充実

○ 子どもの病気や事故において、夜間や休日などの緊急の場合であっても適切な診療が受けられるよう、関係機関と連携し小児救急医療体制の充実を図ります。
○ 園だより・学校だより等で病気やけがの対処法についての情報提供に努めます。

単位施策16　すべての子どもが安全に暮らせるまちづくり

○ 公共施設等における授乳場所やおむつ替えができる設備を有している「赤ちゃんの駅」の設置拡大と情報提供に努めます。
○ 保育所（園）、幼稚園、小中学校で交通安全教室を開催し、登下校時の交通安全を図るため市内通学路の交差点等での交通指導に努めます。
○ 歩行者や自転車が安心して通行できる空間の確保を図ります。

単位施策17　犯罪から子どもを守る安心な体制づくり

○ 小中学校での防犯対策及び防犯教室の実施及び各保育所（園）、幼稚園での防犯指導の充実を図ります。
○ 緊急の避難場所として、「子ども１１０番の家」の周知を図り、協力者の拡充及び既登録者へ更なる協力を求めます。

第4章 今後5カ年の主要事業の「量の見込み」と「確保方策」

１．教育・保育提供区域の設定

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」「確保方策」を設定する単位である「教育・保育提供区域」は、利用者の入所・通園等の利用状況や通勤、日常の生活圏域等から、朝倉市全域を一つとして設定します。

ただし、放課後児童健全育成事業（学童保育）については、小学校毎の利用のため、基本的に小学校区単位とします。

【圏域設定に対する国の考え方】

○地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める。

○小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める。

○地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえる。

○教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。

○教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて区分または事業ごとに設定することができる。

２．教育・保育提供体制の確保

（１）教育・保育認定と教育・保育施設等について

「子ども・子育て支援法」では、保護者からの申請を受けた市町村が基準に基づき保育の必要性の有無を認定した上で、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業を利用する仕組みとなっています。認定は、次の１～３号の区分で行われます。

特定教育・保育施設とは、幼稚園が「子ども・子育て支援新制度」による市の確認を受けて新制度に移行したもの、保育所（園）、認定こども園をいいます。（確認を受けない幼稚園は認定を受ける必要はありません。）

特定地域型保育事業とは、届出保育施設等が「子ども・子育て支援新制度」による市の認可・確認を受けて地域型保育事業（家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業・居宅訪問型保育事業）を行うものをいいます。

なお、幼稚園が特定教育・保育施設に、届出保育施設等が特定地域型保育事業になるかどうかは事業者の任意となっています。

認定区分		給付の内容	教育・保育施設
１号認定	満３歳以上の就学前児童で２号認定以外のもの	教育標準時間利用	幼稚園 認定こども園
２号認定	満３歳以上の就学前児童で、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により必要な保育をうけることが困難であるもの	保育標準時間利用 （保育短時間利用）	保育所 認定こども園
３号認定	満３歳未満の就学前児童で、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により必要な保育をうけることが困難であるもの	保育標準時間利用 （保育短時間利用）	保育所 認定こども園 地域型保育事業

（２）教育・保育施設の「量の見込み」と「確保方策」

朝倉市に居住する子どもの「量の見込み」は、現在の利用状況、アンケート調査による利用希望等を踏まえて評価・設定しています。

また、「確保の内容」は、利用の定員、現在の利用状況等を踏まえて評価・設定しています。

なお、量の見込みと実際の需要に乖離が生じた場合は、弾力的に対応するなど適切な提供体制の確保を図るとともに、市域が広いため地域の実情によっては、当該地域の需給状況により提供体制に不足が生じた場合は確保を図ります。

①１号認定

３～５歳児（保育の必要性はなく、教育ニーズが高い認定区分）　（単位：人）

	令和 ２年度	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度	令和 ６年度
①量の見込み	348	332	324	317	316
②確保の内容	462	462	462	462	462
教育・保育施設	382	382	382	382	382
確認を受けない幼稚園	80	80	80	80	80
幼稚園類似施設	－	－	－	－	－
過不足（②－①）	114	130	138	145	146
量の確保方策	教育については、今後の量の見込みに対し利用定員数は上回っており、提供体制は確保されています。				

②２号認定

3～5 歳児（保育の必要性あり）　（単位：人）

	令　和 ２年度	令　和 ３年度	令　和 ４年度	令　和 ５年度	令　和 ６年度
①量の見込み	852	815	795	777	777
②確保の内容	953	962	962	962	962
過不足（②－①）	101	147	167	185	185
量の確保方策	保育については、今後の量の見込みに対し利用定員数は上回っており、提供体制は確保されています。				

③３号認定

0 歳児（保育の必要性あり）　（単位：人）

	令　和 ２年度	令　和 ３年度	令　和 ４年度	令　和 ５年度	令　和 ６年度
①量の見込み	52	50	49	48	47
②確保の内容	106	114	114	114	114
過不足（②－①）	54	64	65	66	67
量の確保方策	保育については、今後の量の見込みに対し利用定員数は上回っており、提供体制は確保されています。				

1～2 歳児（保育の必要性あり）　（単位：人）

	令　和 ２年度	令　和 ３年度	令　和 ４年度	令　和 ５年度	令　和 ６年度
①量の見込み	415	417	408	398	386
②確保の内容	509	517	517	517	517
過不足（②－①）	94	100	109	119	131
量の確保方策	保育については、今後の量の見込みに対し利用定員数は上回っており、提供体制は確保されています。				

３．地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保の方策

（１）時間外保育事業（延長保育事業）

【事業内容】

・保育所（園）を利用している乳幼児の保護者が、就労時間の延長などにより通常の保育時間を超える保育が必要な場合、保育時間を延長して乳幼児の預かりを行う事業です。

【量の見込みと確保の内容】　（単位：人）

	令　和 ２年度	令　和 ３年度	令　和 ４年度	令　和 ５年度	令　和 ６年度
①量の見込み	597	597	597	597	597
②確保の内容	597	597	597	597	597
過不足（②ー①）	0	0	0	0	0
量の確保方策	事業実施箇所は 11 か所あり、提供体制は確保されています。				

（２）放課後児童健全育成事業（学童保育）

【事業内容】

・親が共働きである世帯や留守が多い世帯の小学生児童を対象に、小学校の放課後に学童保育所で適切な遊びや生活の場を与え、小学生児童の健全育成を図る事業です。

【量の見込みと確保の内容】　（単位：人）

	令　和 ２年度	令　和 ３年度	令　和 ４年度	令　和 ５年度	令　和 ６年度
①量の見込み	683	683	683	683	683
②確保の内容	826	860	860	860	860
過不足（②ー①）	0	0	0	0	0
量の確保方策	事業実施箇所は 16 か所あり、利用状況の推移を見ながら、必要な施設整備等を行います。				

（３）放課後子ども教室

【事業内容】

・小学校の余裕教室等を活用し、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の取組を実施する事業です。

国が策定した「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、共働き家庭等の「小１の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）及び地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業（以下「放課後子ども教室」という。）の計画的な整備等を進めます。本市では、令和元年度より「放課後子ども教室事業」を開始しており、令和元年度は１校で本事業を実施しています。今後は、学校と協議をしながら放課後子ども教室を開設していきます。

【量の見込みと確保の内容】　（単位：か所）

	令　和 ２年度	令　和 ３年度	令　和 ４年度	令　和 ５年度	令　和 ６年度
①量の見込み	2	2	2	2	2
②確保の内容	2	2	2	2	2
過不足（②－①）	0	0	0	0	0
量の確保方策	事業実施箇所は１か所あり、順次実施について検討します。				

【新・放課後子ども総合プランを推進するにあたって留意すべき事項】

①放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を一体的、又は連携により実施するためには、関係者の間で様々な調整を行う必要があります。そのため、放課後子ども教室を実施している、又は実施する小学校ごとに、放課後子ども教室のコーディネーターと放課後児童クラブの支援員が連携できるよう定期的な打ち合わせの場を設けます。

②小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策

今後の新たな学校の余裕教室の活用については、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の担当部局が学校関係者と話し合う機会を持ち、「新・放課後子ども総合プラン」の必要性、意義等について説明を行い、理解を求めるとともに協議を行います。

③放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

両事業の実施については、学校との調整が不可欠であるため、教育委員会と連携し両事業の実施状況・課題などについて情報共有を図り、十分な協議を踏まえ推進していきます。

④特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

配慮が必要な児童の利用については、今後においても児童の安全・安心を第一に、支援方法などに関する研修や受け入れに必要な加配等に関する補助体制を充実していきます。

⑤地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間延長に係る取組

今後とも利用者のニーズに合った開所時間の設定に努めていきます。

⑥各放課後児童クラブが、その役割をさらに向上させていくための方策

放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図るため、「放課後児童クラブ運営指針」（平成 27 年４月、厚生労働省）等を基本に、こどもの発達段階に応じた育成と環境づくりを進めていきます。

⑦放課後児童クラブの役割を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

ホームページ等による周知を推進するとともに、放課後子ども教室との連携を通じて、地域との連携を図り、地域組織や子どもに関わる関係機関等と継続的に情報共有ができる体制づくりを目指します。

（４）子育て短期支援事業

【事業内容】

・〔短期入所生活援助事業（ショートステイ）〕
保護者が仕事、疾病等の理由により、家庭において養育することが一時的に困難になったときに、乳幼児等を児童養護施設で一時的な預かりを行う事業です。

・〔夜間養護等事業（トワイライトステイ）〕
保護者が仕事、疾病等の理由により、平日や休日の夜間に不在になることで家庭において養育することが困難になったとき、その他緊急の場合に、乳幼児等を児童養護施設で一時的な預かりを行う事業です。

【量の見込みと確保の内容】　（単位：人日）

	令　和 ２年度	令　和 ３年度	令　和 ４年度	令　和 ５年度	令　和 ６年度
①量の見込み	30	30	30	30	30
②確保の内容	30	30	30	30	30
過不足（②－①）	0	0	0	0	0
量の確保方策	事業実施箇所は３か所あり、供給体制は確保されています。				

（５）地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

【事業内容】

・子育て支援センターやつどいの広場において、子育ての相談や情報提供を行うほか、子育て中の親子の交流、遊びの場を提供し、子育てを支援する事業です。

【量の見込みと確保の内容】　（単位：人日）

	令　和 ２年度	令　和 ３年度	令　和 ４年度	令　和 ５年度	令　和 ６年度
①量の見込み	15,488	15,488	15,488	15,488	15,488
②確保の内容	15,488	15,488	15,488	15,488	15,488
過不足（②－①）	0	0	0	0	0
量の確保方策	事業実施箇所は３か所あり、供給体制は確保されています。				

（６）一時預かり事業（幼稚園型を除く）

【事業内容】

・保護者が仕事、疾病、用事等の理由により、家庭において保育することが一時的に困難になったときに、乳幼児を保育所（園）等で一時的な預かりを行う事業です。

【量の見込みと確保の内容】　（単位：人日）

	令　和 ２年度	令　和 ３年度	令　和 ４年度	令　和 ５年度	令　和 ６年度
①量の見込み	1,172	1,172	1,172	1,172	1,172
②確保の内容	1,172	1,172	1,172	1,172	1,172
過不足（②－①）	0	0	0	0	0
量の確保方策	事業実施箇所は 16 か所あり、供給体制は確保されています。				

（７）病児・病後児保育事業

【事業内容】

・発熱等の急な病気や病気の回復期などで、保育所（園）・幼稚園などに通えない児童を一時的に医療機関に併設した専用スペース等において保育する事業です。

【量の見込みと確保の内容】　（単位：人日）

	令　和 ２年度	令　和 ３年度	令　和 ４年度	令　和 ５年度	令　和 ６年度
①量の見込み	120	120	120	120	120
②確保の内容	120	120	120	120	120
過不足（②－①）	0	0	0	0	0
量の確保方策	事業実施箇所は１か所あり、供給体制は確保されています。				

（８）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

【事業内容】

・児童の預かり、送迎時の支援等を受けることを希望する者（依頼会員）と、支援を行うことを希望する者（援助会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

【量の見込みと確保の内容】（単位：人日）

	令　和 ２年度	令　和 ３年度	令　和 ４年度	令　和 ５年度	令　和 ６年度
①量の見込み	247	247	247	247	247
②確保の内容	247	247	247	247	247
過不足（②ー①）	0	0	0	0	0
量の確保方策	事業実施箇所は１か所あり、供給体制は確保されています。				

（９）実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業内容】

・保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設事業者等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。今後は、必要に応じて事業の実施を検討していきます。

（10）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業内容】

・特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。今後は、必要に応じて事業の実施を検討していきます。

(11) 利用者支援事業

【事業内容】

・子どもや保護者が特定教育・保育施設や地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）等の子育てサービスの中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供や相談対応等の支援を行う事業です。

【量の見込みと確保の内容】　（単位：か所）

	令　和 ２年度	令　和 ３年度	令　和 ４年度	令　和 ５年度	令　和 ６年度
①量の見込み	3	3	3	3	3
②確保の内容	3	3	3	3	3
過不足（②－①）	0	0	0	0	0
量の確保方策	事業実施箇所は３か所あり、供給体制は確保されています。				

(12) 妊婦一般健康診査

【事業内容】

・妊娠している方に対して、妊娠届出時に妊婦健康診査補助券（合計 14 回分）を交付し、妊婦健康診査の費用を公費負担しています。

【量の見込みと確保の内容】　（単位：人回）

	令　和 ２年度	令　和 ３年度	令　和 ４年度	令　和 ５年度	令　和 ６年度
①量の見込み	3,841	3,841	3,841	3,841	3,841
②確保の内容	3,841	3,841	3,841	3,841	3,841
過不足（②－①）	0	0	0	0	0
量の確保方策	委託医療機関にて供給体制は確保されています。				

（13）乳児家庭全戸訪問事業

【事業内容】

・生後４カ月までの乳児のいるすべての家庭に保健師又は保育士が訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握、育児に関する相談・助言などを行う事業です。

【量の見込みと確保の内容】　（単位：人）

	令　和 ２年度	令　和 ３年度	令　和 ４年度	令　和 ５年度	令　和 ６年度
①量の見込み	297	297	297	297	297
②確保の内容	297	297	297	297	297
過不足（②－①）	0	0	0	0	0
量の確保方策	事業実施箇所は２か所あり、供給体制は確保されています。				

（14）養育支援訪問事業

【事業内容】

・育児不安を抱えているなど、養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児・家事等の養育力を向上させるための支援や相談・助言などを行う事業です。

【量の見込みと確保の内容】　（単位：人）

	令　和 ２年度	令　和 ３年度	令　和 ４年度	令　和 ５年度	令　和 ６年度
①量の見込み	9	9	9	9	9
②確保の内容	9	9	9	9	9
過不足（②－①）	0	0	0	0	0
量の確保方策	事業実施箇所は１か所あり、供給体制は確保されています。				

＊養育支援訪問事業のうち、育児及び家事の援助（ヘルパー等）の派遣のみ

４．幼児期の教育・保育の一体的提供等の推進策

○認定こども園の普及に係る考え方

・認定こども園は、近年の急速な少子化の進行や家庭･地域を取り巻く環境の変化に伴い、保護者や地域の多様化するニーズに応えるため、平成 18 年から開始された制度です。
・幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、保護者の就労状況等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であり、本市においても、多様化する保護者のニーズに応え、教育・保育に係る提供体制を確保するために重要な施設であると考えています。
・今後は、教育・保育に係る本市のニーズを的確に把握し、必要に応じて、既存の保育所や幼稚園からの認定こども園への移行や、新規の参入に関する情報収集・提供などの支援を行っていきます。

○質の高い教育・保育や子育て支援等の推進策

・地域で子どもを安心して生み、育てることができる環境づくりを進めるためには、教育・保育及び様々な子育て支援事業の量の確保と併せ、質の向上を図ることが必要です。
・一方で、近年では保育士等の人材確保が厳しい状況にあり、教育・保育事業の質の向上に向けた人材確保と資質の向上は喫緊の課題となっています。
・本市においても、市内の事業所と連携を図りながら、各種情報の収集・提供、市内での就労支援、質の向上に向けた研修等に係る支援の実施について、検討を行っていきます。

○幼保小連携の取り組みの推進

・就学前に通う教育・保育施設から小学校へ入学する際に、環境の変化に適応できないなど、違和感を感じることがないよう、切れ目なくスムーズに移行でき、また、教育・保育施設での生活を通して学んできたことを、小学校生活の中でも生かしていけるような環境の整備が望まれます。
・上記のような環境の整備に向け、幼保小が連携して取り組むことができるよう、相互理解のための場の提供や機会の確保、その他の取り組みに関する支援を行っていきます。

【教育・保育施設、地域子ども子育て支援事業の見込み量一覧】

対象 事業		対象 年齢	単位	推計 R2	推計 R3	推計 R4	推計 R5	推計 R6
通常保育	【1号認定】認定こども園及び幼稚園	3～5歳	人	348	332	324	317	316
	【2号認定】認定こども園及び保育所	3～5歳	人	852	815	795	777	777
	【3号認定】認定こども園及び保育所＋地域型保育	0歳	人	52	50	49	48	47
		1･2歳	人	415	417	408	398	386
時間外保育事業（延長保育事業）		0～5歳	人	597	597	597	597	597
放課後児童健全育成事業（学童保育）		小学生	人	683	683	683	683	683
放課後子ども教室		小学生	か所	2	2	2	2	2
子育て短期支援事業		0～5歳	人日	30	30	30	30	30
地域子育て支援拠点事業		0～2歳	人日	15,488	15,488	15,488	15,488	15,488
一時預かり事業（幼稚園型を除く）		0～5歳	人日	1,172	1,172	1,172	1,172	1,172
病児･病後児保育事業		0～5歳	人日	120	120	120	120	120
子育て援助活動支援事業（ファミリー･サポート･センター）		小学生	人日	247	247	247	247	247
利用者支援事業		保護者	か所	3	3	3	3	3
妊婦一般健康診査		妊婦の方	人回	3,841	3,841	3,841	3,841	3,841
乳児家庭全戸訪問事業		乳児のいる家庭	人	297	297	297	297	297
養育支援訪問事業		養育支援の必要な家庭	人	9	9	9	9	9

以上の事業については、いずれも第２期計画期間内の各年ニーズ量に対し、事業量は充足するものと見込んでいます。

但し、実際の需要量は社会動向の変化等により変動することも考えられ、また、地区別に詳細をみた場合の需要と供給量の格差や、深刻化する保育士不足等人材確保の困難などから、供給量が需要予測を下回ることも考えられます。

よって、事業の進捗状況については、第５章　施策の推進「２．計画の評価・検証」にもとづき、実際の事業進捗状況を「朝倉市子ども・子育て会議」に報告し、事業評価を行い、必要に応じて事業内容の見直しを行います。

第5章 施策の推進

１．計画の推進に向けて

（１）計画の推進

本計画は、「子ども・子育て支援法」に規定する「子ども・子育て支援事業計画」のほか、「総合計画」の理念を受け、すべての子どもと子育て家庭を対象とした子育て支援を総合的に推進する計画です。

そのため、全庁的に広く連携し、朝倉市全体として子ども・子育て支援に取り組むとともに、市内の子育て支援を行う保育所（園）、幼稚園、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携の強化を図ります。

また、計画を市民や子育て支援に取り組む事業者との協働で進めていくためには、本計画で示した基本理念や考え方、各種取り組みについて広く周知し、子育て環境の充実が実感できるようにします。

そのため、本計画について、市民や子育て支援に取り組む事業者等への配布、ホームページ掲載等を行うとともに、子育て家庭の方が市の行う各種子育て支援事業について認知し必要とするサービスを受けるために、子育てに関する情報誌についても配布、ホームページ掲載等を行います。

（２）各主体の役割

計画を総合的に推進していくためには、家庭・地域・企業・行政などの子育て支援に関わる各主体がそれぞれの役割を認識し、連携を図りながら、協働して取り組むことが大切です。

①家庭

子育ての第一義的な責任は保護者であり、家庭は子どもにとって一番大切な場所です。愛情を持ち、さまざまな人の協力を得ながら子どもの育ちを支え、子どもの成長とともに親自身も成長していく場となることが大切です。

②地域

近所の子どもと挨拶を交わしたり、登下校の子どもを気づかったり、市民一人ひとりが子どもや子育て家庭を温かく見守りながら、隣近所や子育てをしている親同士がお互いに助け合えるような地域づくりを進めることが大切です。

③企業（職場）

子育てと仕事の両立に理解ある職場づくりに努めることが大切です。また、男女ともに多様な働き方の選択ができ、家庭生活と職業生活の両立を図るため、育児・介護休業制度の定着、多様な勤務形態の導入、労働時間の短縮、再雇用制度の拡充など、雇用環境の整備が大切です。

④行政

　市民のニーズの把握とさまざまな子育て活動への支援を行い、市全体として総合的かつ一体的に子育て支援施策を推進します。そのためには、福祉分野に限らず、広範な分野の担当部局が連携・協力し、全庁的に計画の推進に取り組みます。

　また、市民や子育て支援を行う事業者、関連機関と相互に連携・協力を図り計画を推進します。

２．計画の評価・検証

　各種施策及び本計画の着実な推進を図るため、各施策・事業の進捗状況を把握するとともに、点検・評価を行い、必要に応じて事業内容を見直します。

　また、関係団体・関係機関、学識経験者、市民代表からなる「朝倉市子ども・子育て会議」に計画の進捗状況を報告するとともに評価を行い、子育て支援に関する問題提起・提案等を行うことにより、本計画の適切な進行管理のもと実効性のある取り組みの推進を図ります。

資料編

１．朝倉市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 28 日
条例第 22 号

（設置）
第１条　子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第１項の規定に基づき、朝倉市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置する。

（所掌事務）
第２条　子育て会議は、法第 77 条第１項各号に掲げる事務を所掌する。

（組織）
第３条　子育て会議は、委員 15 人以内をもって組織する。
２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
（１）　子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
（２）　子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
（３）　子どもの保護者
（４）　市職員
（５）　その他市長が必要と認める者

（委員の任期）
第４条　委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）
第５条　子育て会議に、会長及び副会長１人を置き、委員の互選により定める。
２　会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）
第６条　子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。
２　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
４　会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）
第７条　子育て会議の庶務は、子ども未来課において処理する。

（委任）
第８条　この条例の施行に関し、必要な事項は市長が別に定める。

附則
この条例は、公布の日から施行する。

２．朝倉市子ども・子育て会議委員名簿

所属団体等名	氏　　名	備　考
学識経験者	倉　富　史　枝　（会長）	NPO 法人福岡ジェンダー研究所理事
朝倉市小学校校長会	多　田　美智江　（平成３０年度） 畑　　　公　政　（令和 元 年度）	馬田小学校長 金川小学校長
学識経験者	大　楠　茂　美	教職退職
朝倉市私立幼稚園振興協会	星　野　照　房	宮野幼稚園長
朝倉市保育協会	柴　田　敏　江	生い立つ保育園長
朝倉市学童保育所	宮　﨑　　　誠	わんぱくクラブ事務局
子育て支援センター	木　村　好　恵	生い立つ　子育て支援センター長
保護者	窪　山　　　覚　（平成３０年度） 田　中　茂　文　（令和 元 年度）	甘木地区保育所
保護者	古　賀　誠　子　（平成３０年度） 櫻　木　香世子　（令和 元 年度）	朝倉地区保育所
保護者	松　川　翔　子　（平成３０年度） 松　尾　宏　美　（令和 元 年度）	杷木地区保育所
朝倉市小学校ＰＴＡ連合会	佐　藤　千　帆　（平成３０年度） 熊　谷　　　華　（令和 元 年度）	朝倉市小学校　ＰＴＡ連合会副会長
朝倉医師会	北　野　明　子	きたの小児科医院長
朝倉市民生児童委員協議会	齊　木　教　子　(H30.11～R1.12) 佐　藤　美津代　(R2.1～)	主任児童委員
連合福岡筑紫朝倉地域協議会	原　　　　　豊	連合福岡筑紫・朝倉地域協議会
朝倉市保健福祉部長	田　中　美由紀	

（順不同、敬称略）

３．朝倉市子ども・子育て支援事業計画策定経過

期　日	内　容
平成 30 年 11 月 16 日	【平成 30 年度第１回朝倉市子ども・子育て会議】 ・委嘱辞令の交付 ・平成 29 年度朝倉市子ども・子育て支援事業計画実績報告及び 平成 30 年度朝倉市子ども・子育て支援事業計画について ・特定教育・保育施設の利用定員の設定に係る意見聴取について ・第２期朝倉市子ども・子育て支援事業計画について
平成 30 年 11 月 22 日～ 12 月 10 日	朝倉市子ども・子育て支援に関するアンケート調査
平成 31 年 3 月 26 日	【平成 30 年度第２回朝倉市子ども・子育て会議】 ・子育て支援アンケート集計結果について
令和元年 11 月 25 日	【令和元年第１回朝倉市子ども・子育て会議】 ・第２期朝倉市子ども・子育て支援事業計画（案）について
令和元年 12 月 2 日	【令和元年第２回朝倉市子ども・子育て会議】 ・第２期朝倉市子ども・子育て支援事業計画（案）について
令和２年２月 13 日～ ３月４日	第２期朝倉市子ども・子育て支援事業計画（案）パブリックコメント
令和２年３月 12 日	【令和元年第３回朝倉市子ども・子育て会議】 ・第２期朝倉市子ども・子育て支援事業計画（案）について

広げよう！！地域ぐるみで”子育て応援”の輪・話・和・・・　子どもの笑顔　輝くまち　朝倉市

基本的視点

○健やかにのびのび育つ子どもをめざして
○みんなで子育て家庭を応援する地域社会づくり
○ゆとりを持って楽しみながら子育てできる環境づくり
○安全・安心　まちづくり

基本目標１　子育て家庭への支援をする仕組みづくり

単位施策1　子育て支援と集いや相談による不安の解消
○学校関係者と地域とのネットワークの整備（教育課）
○もぐもぐ教室（離乳食教室）（健康課）
○すくすく相談（育児相談）（健康課）
○地域子育て支援拠点事業（つどいの広場）（子ども未来課）
○地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）（子ども未来課）
○ファミリー・サポート・センター事業（子ども未来課）
○家庭児童相談の充実（子ども未来課）
○放課後児童健全育成事業（子ども未来課）
○養育支援訪問事業（子ども未来課）
○子育て短期支援事業（子ども未来課）
○乳幼児健康支援一時預かり事業（子ども未来課）
○子育て支援センターあさくらっこ事業（健康課・子ども未来課）

単位施策2　子育て情報の提供
○各種手当・助成制度に関する情報提供（教育課）
○各種手当・助成制度に関する情報提供（子ども未来課）
○子育て関連情報の提供の充実（子ども未来課）
○子育て学習会の実施（子ども未来課）

単位施策3　子育てに関する経済的負担の軽減
○幼稚園就園奨励費の補助（教育課）
○小学校就学援助費の補助（教育課）
○中学校就学援助費の補助（教育課）
○高等学校等の奨学金等の貸与（教育課）
○乳幼児医療の助成（保険年金課）
○ひとり親家庭等医療費の助成（保険年金課）
○重度障害者(児)医療費の助成（保険年金課）
○インフルエンザ予防接種料金助成事業（健康課）
○児童手当の支給（子ども未来課）

基本目標２　子育て家庭の心と体の健康づくり

単位施策4　妊婦の健康や安心安全な出産の確保
○母子健康手帳交付（健康課）
○妊婦一般健康診査（健康課）
○マタニティクラス（健康課）
○プレパパママクラス（健康課）
○産後ケア事業（健康課）

単位施策5　乳幼児・青少年の健康の推進
○学校における食育の推進（教育課）
○保育所における食育の推進（子ども未来課）
○予防接種事業（未成年）（健康課）
○乳幼児健康診査（健康課）
○新生児訪問（健康課）
○こんにちは赤ちゃん事業（子ども未来課）

基本目標３　子どもの健やかな成長のための教育づくり

単位施策6　豊かな心の育成
○学社連携・融合推進事業補助金（文化・生涯学習課）
○PTA活動活性化事業補助金、PTA連合会事業補助金（文化・生涯学習課）
○宿泊体験事業（文化・生涯学習課）
○通学合宿（文化・生涯学習課）
○市民公開講座等（あさくら自然学校FANs・遊びのツボ講習会・地域活動実践講座）（文化・生涯学習課）
○子どもの読書活動の推進（文化・生涯学習課）
○乳幼児との交流・ふれあいの充実（子ども未来課）
○乳幼児との地域及び世代間交流事業の推進（子ども未来課）
○家庭教育講座（文化・生涯学習課）
○子どもの明日を考える講演会（文化・生涯学習課）
○芸術・文化に関する体験活動の充実（文化・生涯学習課）
○体験型学習の充実（文化・生涯学習課）

単位施策7　健やかな体の育成
○性や性感染症予防に関する教育の充実（教育課）
○薬物の害に関する教育の充実（教育課）
○病気等に関する対処法の啓発（教育課）
○スポーツ少年団支援事業（文化・生涯学習課）

単位施策8　教育環境の充実
○認定こども園の整備（教育課）
○計画的な施設維持管理（教育課）
○地域住民による登下校時の見守りの推進（教育課）
○通学路の安全点検プログラム（教育課）

基本目標４　働きながら子育てできる社会づくり

単位施策9　多様化するライフスタイルに対応した子育て支援サービスの充実
○ファミリー・サポート・センター事業（子ども未来課）
○放課後児童健全育成事業（子ども未来課）
○通常保育事業（子ども未来課）
○延長保育事業（子ども未来課）
○一時預かり事業（子ども未来課）
○病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）（子ども未来課）
○施設型給付事業（教育課）
○幼稚園一時預かり事業（教育課）
○認定こども園の整備（子ども未来課）
○保育士研修事業（子ども未来課）
○保育サービスの充実（子ども未来課）
○保育所（園）施設整備推進事業（子ども未来課）

単位施策10　ひとり親家庭への支援と就労促進
○ひとり親家庭に対する自立支援の充実（子ども未来課）
○母子家庭等に対する自立支援の充実（子ども未来課）

単位施策11　市内事業所への啓発
○育児休業取得の推進（商工観光課）
○ワーク・ライフ・バランスの啓発・推進（商工観光課）

基本目標５　支援を必要とする子どもと家庭を支える環境づくり

単位施策12　支援を必要とする子ども・家庭の早期発見及び相談の充実
○にこにここども相談（健康課）
○児童虐待やDVの予防（子ども未来課）

単位施策13　ひとり親家庭の自立支援
○ひとり親家庭の相談の充実（子ども未来課）
○児童扶養手当の支給（子ども未来課）
○母子父子寡婦福祉資金の貸付相談（子ども未来課）

単位施策14　障がいのある子どもの支援及び環境づくり
○特別支援教育体制の確立（教育課）
○特別支援教育コーディネーターによる支援の充実（教育課）
○交流クリスマス会（社会福祉協議会福祉課）
○知的障がい者生活教室（社会福祉協議会福祉課）
○特別児童扶養手当の受付（子ども未来課）
○障がい児保育の推進（子ども未来課）

基本目標６　みんなが安心して暮らせるまちづくり

単位施策15　医療体制の充実
○救急医療事業（健康課）

単位施策16　すべての子どもが安全に暮らせるまちづくり
○公園維持管理事業（都市計画課）
○市営住宅の維持整備（都市計画課）
○赤ちゃんの駅の設置（子ども未来課）
○チャイルドシート装着・普及促進（子ども未来課）

単位施策17　犯罪から子どもを守る安心な体制づくり
○防犯灯の整備（防災交通課）
○「子ども110番の家」の活動支援（教育課）
○地域住民による登下校時の見守りの推進（教育課）

朝倉市子ども・子育て支援事業計画

令和２年３月

発行　　朝倉市

編集　　朝倉市 保健福祉部　子ども未来課

〒838-8601　朝倉市菩提寺 412 番地 2

電話 0946-22-1111　FAX 0946-22-1185

E-mail　kodomo@city.asakura.lg.jp

URL　　http://www.city.asakura.lg.jp/